新千載和歌集下

新千載和歌集卷第十一

恋歌一

平貞文家の哥合

左原元方

たちかへりあはでとしのへにけるかとはるるかたにあはぬ人かな

船恒

とはるとはのこくるるかたをたのもしみ思ひそめてしかたもなしかな

卜乃袴のこしの法師に遣はしける

馬内侍

問ふらけふ人恋ぶらしとはるけ社思ひそめしかたもなけれ

清慎子

西宮左大臣

宗法法師撰

土京業平納

初草の

よみ人しらず

衣笠前内大臣

人麿

よみ人しらす

ちはやしや神のみまへの池水のまさにいはひそかねてしる也

嘉元百首哥たてまつりける時神祇

贈従三位為子

いつはりと神にあはれの身をまかせ思はゝかならす祈とこそや

正中二年百首哥たてまつりける時

大納言師賢

迷ひつゝ思ひ入にし道路さへ人の心のまよはさる森

うへのなをこゝろしも三百哥にかへりつゝ時神祇

藤原為基朝臣

思ひ入人をは神もよのつねにいたつらにすてし道路なれは

題しらす

玄勝法師

上ひぬ川道路の末のあとつけてこは神の心をいのるかな

文保百首哥たてまつりける時

前中納言有忠

道のへのくるしき旅をしるやいかてみつる神こそ上ひ堂

朝座の威儀の命婦に出てけるをみてある

みとの(の)りし侍るいひけれはやとけれはよみ侍る

監命婦

うちつけに神も心にかけてつゝしむはかりさやかにそみえける

歌

ものうきはいとやこの世の折ふしの人のあはれとぬれ

後近衛関白右大臣

ぬるとをやこのうはかぜ

後深草院少将内侍

ふかくいたるまつしらぬ

前大納言成通

指中納言国信家の三位今日初出

いくくらの月にやうの面をとりてをやしなひの三位

隆源法師

初段五こいくらまを

前大納言為世

いとうあてにのうの中くるはるる歌をうはるること

歌しるす

よみ人しらず

我こそはいとうしをとを歌つとを昔の世初とうの別

武蔵の国親王

元四年中将と称せり花とあるこの世をめくる月こそ

伏見院御製

つとけるじとうつるこの道しるべをとをとにとるの

建仁元年六月十三日内侍宣旨

いつもし風のこゝろよる岡ゝ
岡ゝ恋こゝろまを　厚正尹親王
いつたゝ人ゝ恋ひつゝ
後鳥羽院御歌
見ぬこゝろとゝる人かゝる山の下吹風ぬ
百ゝ言ゝ
二月は親王の風
とゝ人ゝこゝ
前僧正道性
源恵納
貞和二年百ゝ言ゝ
為道納

いとたかき所にて三梅の上枝にかかりぬる

大納言資季

行ゆへ思ひたつなわくくるしみ中にあり所なし

建武二年内裏すくしくて

めさるにつまりけるに五天氣こいに

きを

かたにつもりつるゆきをみるにもたゆ思ひ

ぬ

惟宗光吉納

とへるにかはのきてつ限とて我わとの乱世を

仏五百さるにつもりけり

典侍親子納

つくしくにおくにみくもしらやまの上のはるかに

元亨三年七月うへのをのこらに三さるつく

風につれなきにかはるとも不遂志いつる事

をとりをおこなう　後醍醐院御製

うつりけるあとの星にかかるにはの中に風ふく

秋しきり

武門恒明親王

たつをとやあとの浦のうををのあとの思ひ

徳治二年三月仏河言人名

二位隆教

いにしへの浦のみるめは浪のまにも袖のうへにぞ出ぬる

初恋の心をよみ侍ける

伏見院御製

しられじなよその浦路をしる舟のかぢのゆくへも浪と袖にかくとは

後宇多院に十首歌講ぜられけるに寄舟

恋

従三位為親

うきなのみたつをそ思へどまに難波江の芦わけ舟のよそにこがれて

寄湊恋といふことを

津守国冬

わかれての涙の袖の湊にもさはりし人のよるべなりけり

後宇多院にて人々題をさぐりて歌よませ給ひける

につかうまつりける寄見恋

権大納言公明

浪かくる磯間のあまのわざならしぬるる袖もみるめかは

恋歌の中に

西園寺内大臣

いかにせむいくよの月の名残なれや慣るる袖の涙に

後西園寺入道前太政大臣家の十首歌に寄

恋

前大納言為世

つれもなきあふまでかへる涙をぞふる袖の色やつつむ森

遊義門院

川内に[illegible]世[illegible]成中之せり神の洞[illegible]れ

人[illegible]れ[illegible]ふ[illegible]あ[illegible]元の洞の神[illegible]

元亨三年七月廿五日　遠江門徒無未者

つ[illegible]七百[illegible]三[illegible]

[illegible]神に[illegible]せて[illegible]小[illegible]人[illegible]洞を

[illegible]　　法橋為親

[illegible]長月[illegible]洞[illegible]心神[illegible]

久安百[illegible]三[illegible]

[illegible]　　素運法師

[illegible]

[illegible]人の[illegible]

[illegible]　　皇太后宮大夫俊成

[illegible]

[illegible]洞の[illegible]

[illegible]　　久良親王

[illegible]

[illegible]紀[illegible]

[illegible]　　中務卿宮[illegible]親王

[illegible]洞の[illegible]

[illegible]

[illegible]　　法[illegible]宮為

[illegible]紀の[illegible]

百[illegible]三[illegible]

[illegible]

[illegible]

徳治二年三月仏洞寺文書

後中院前内大臣

[illegible]

[illegible]

前大納言資名

[illegible]

前摂津[illegible]

道法法師すめけるやうの中る

[illegible]

前大納言為兼

[illegible]

源直氏

[illegible]

為道朝臣

[illegible]

皇太后宮大夫俊成

[illegible]

正中二年九月晦日付裏書[illegible]

[illegible]

藤原為家朝臣

いけとけり

きくこころにみてしこそ思ひ我袖の涙を世すてしつれ

思ひ入を　二条院讃岐

きこえわる袖の波をへだてゝ衣乃うらゝ玉こしらへん

文保三年百首歌　前大納言為定

今ゝ袖をつゝむ心ひとへにうらの滝の玉

詠しる　按察大納言為藤

つゝしるの袖にきえぬれ滝ゝの中ゝ流れあつまる

橘為仲　遠江守

いくしほ人乃うらのたまもかれぬ袖の涙の海

仁中二年百首歌　前大納言為氏

人めをく袖のたまもかれぬ袖の涙の海

恋の部中　前大納言為世

川ゝ乃れわをきく絶つゝ行ゝ袖のたまゝ

なゝ又きこえぬ川ゝ袖のたまゝ

大江為廣

川河袖のたまゝ

法下善基

仁中二年九月晦日内裏にてこの詩を
作れり舟餞洞房亭といふ事をよめり
惟宗光吉朝臣

雲井とゝこおもしろひとるしいけの神の名所
紅葉ちる

平氏亂

人しれずいつゝおけるあふさかの関こゆるしに神ぞしる

源基氏朝臣

ちゝはゝにつゝむとすれども洞門の春の入て名を留る

春光園入道前関白九条家の歌をきく
建三百六十首のうちみはけの舟餞

源兼氏朝臣

かゝるとも思ひしのくやしふるを名を留る関守
馬内侍住吉けの瓦をうゝはけれいけの
りけり

東三条入道前関白家人
行成

思ひ出の月もうゝれわ出るかやいつこうゝし
人を行けるる　中務卿

人をたのむ心のうゝ思ひしのふる所
少将

人しれぬ心のけりをなつ波こう思ひとつへる
相模思ひといつへる事を

[illegible]の又人[illegible]人[illegible]

如法之爲沈入道前内大臣

[illegible]

文保三年百[illegible]三月[illegible]

前大納言為世

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後醍醐院いまゝみこの宮[illegible]

[illegible]

[illegible]

前大納言實教

[illegible]

[illegible]

文保百[illegible]

前大納言為定

[illegible]

[illegible]

藤原盛信

[illegible]

元亨元年九月内裏[illegible]

[illegible]

入道前太政大臣

伊勢の海のあま[illegible]

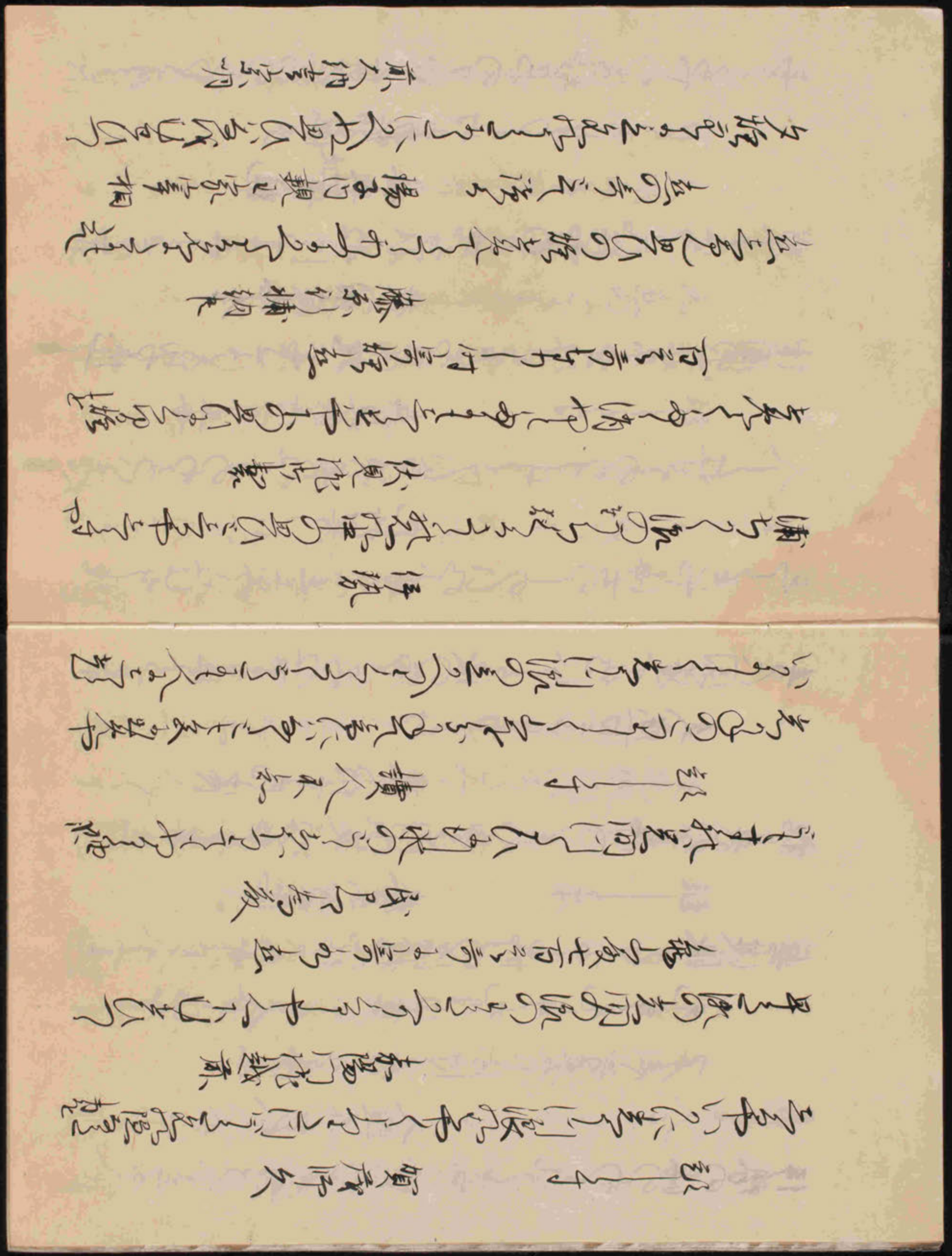

[illegible]

百弐拾七ヶ所焼之

按察使貫継

遠江国[illegible]の名焼之事

按大納言忠季

清国のなかにそこ[illegible]焼之事

九道中将実直母

紀行者

[illegible]

惟宗忠貞

百弐拾七ヶ所焼之

藤原雅経卿

いにしへ我方こゝ[illegible]

出羽の人をしめす 参道朝臣

伊勢[illegible]

文保三年百弐拾七ヶ所焼之

清水国経

すくなくて新潟ちかく

題しらず　藤原元真

おもひやくわれのみやひのふしのねとしつゝもえむ我身やあはれ

按察使公敏

いつまでかわこきの浦に袖ぬれくゆるや煙たえぬらむとぞ

百首歌よみ侍りし時寄煙恋　入道前太政大臣

あまのすくもたくひの煙たえてもなくゆるは月なれは

人々に三十首歌めされけるついでにおもふ人を

よみ侍りける　花園院御製

何故人のしらぬ煙をこめてや思ふらん風もさそはて

百首歌よみし時　前中納言有忠

うきなのみたつのゝ浦のあまのたく煙なかくこかるれは浦風ぞ吹

題しらず　法印園助

帝ののよかしを思ひのしたに程てもえつゝ立煙かは

建武二年内裏にて人々題をさくりて

みそ首歌につかうまつりける時恋天象といふ事を

しるを

前大納言為世

下もえの我身もそこと見えすとも富士の煙のたくひとにしれ

百首歌よみし時寄煙恋

右大臣

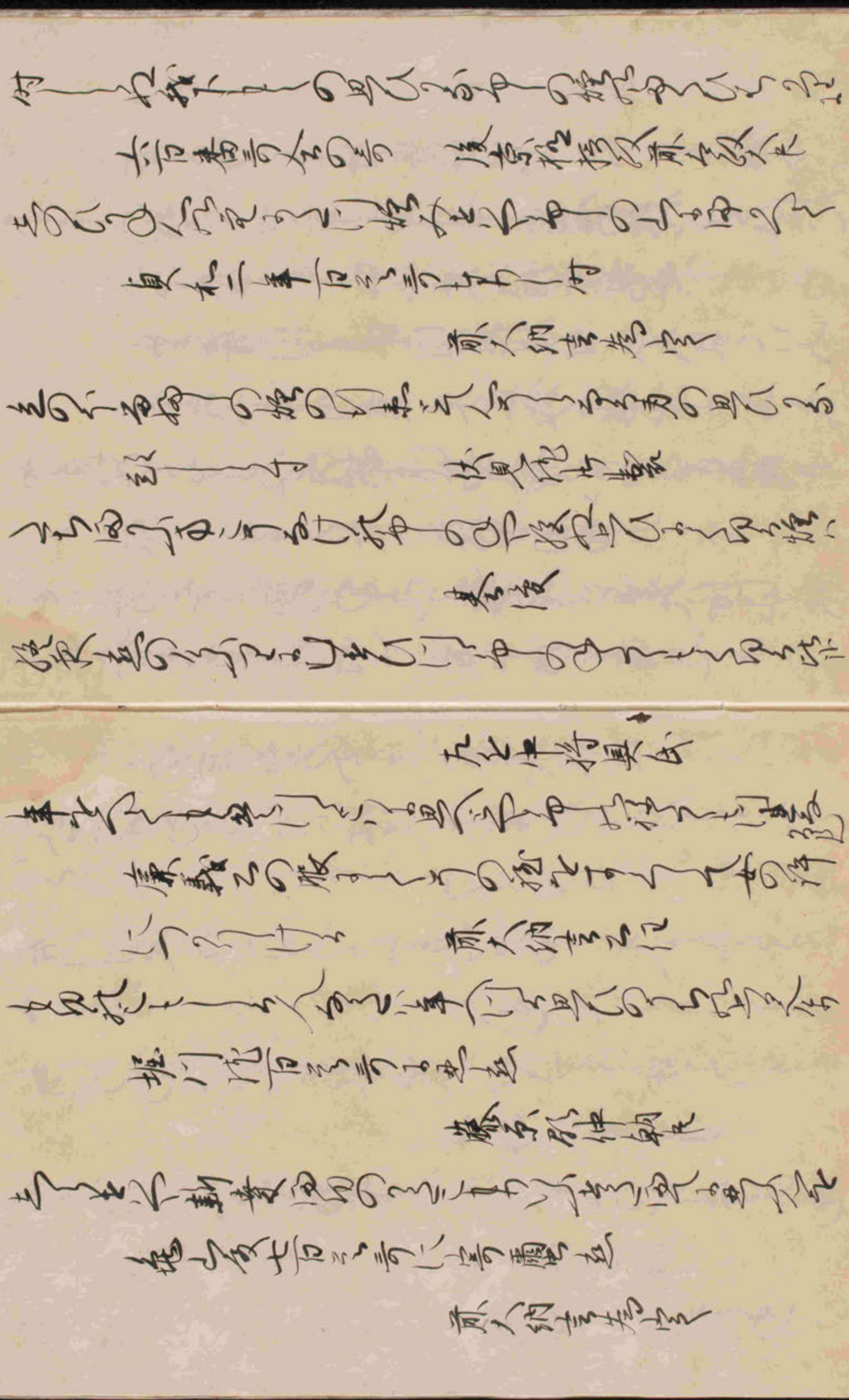

[illegible]

題しらず　　法之法師信

人しれぬ[illegible]の水[illegible]ちよりの滝
よみ人しらず

山川の滝は人をとをるなれ
人のきくこそ歌よけれ

谷川の水[illegible]ちよりの花の中を人[illegible]
つ[illegible]

人をたずねて男の門に雑波たつ[illegible]
[illegible]百番三の人[illegible]　　赤儀雅經

[illegible]

[illegible]
　　枇杷左大臣

かくれぬの庭の下草水[illegible]
　　伊勢

みくまの[illegible]
　　[illegible]中二[illegible]年百[illegible]三[illegible]

[illegible]
　　三条入道前右大臣

月前恋[illegible]
　　法[illegible]

もしほやく露のよすかの袖の月草葉の外にやとりやはせん

前大納言俊光女

月ゆゑと思へはいとゝ我袖のかはく涙やこゝろあるらし

暦応三年八月十五夜三首歌講せられける
同秋の心を人々よませさせ給へる
名にし負ふ月ことにかはらしを

従三位経有

ききつゝ涙やもろくなりにけりいくよもやとる袖の月影

寄月恋を
左近中将義詮

人こゝろ月によそへておもひやるもしひとへに我袖ぬれつる涙を

刑部卿長経

月みれはさすかもあはれぬるわか袖のうへにひとりぬれつるかな

章義門院

人しれぬ思ひのはてのあはれ遊子は夜半の月をやみる
内ならて月をみる人の袖にやうつりける

出羽弁

更のほとになりにしと思ふ我袖にやとれる月をたれかみるらん

題しらす
従二位兼行女

いつまてか面影をてらす月のふるきにうつりて袖にいたく

元亨三年八月十五夜後宇多院にて月五十首

読侍ける時題月　民部卿為家

見るの限ことさひなしへをよなの月人の心のわくかたもなき

洞院摂政家百首歌に述懐

前中納言定家

よすかくも月と洞のくまかねし影さへみとめ人なしとかは

元亨三年八月十五夜後宇多院にて月三十

首歌よませ給けるに題月

権中納言公雄

哀にも月のかつらのよそにみてあはれ秋の夜そ更ぬる

暦応三年八月十五夜三首歌講せられける

時おなし人〳〵歌ととくつかうまつりけるに同し

けるに月のうへをよませける

光厳院御製

我世には村雲もなくすむ月のあひみつかはして成田さらは

三十首御歌の中に

秋のよの天飛月のさやかにも我世の

人恋しかる人ぞなき

新千載和謌集巻第十二

恋哥二

題しらす　人丸

しきたへの枕をとはゝこたへなん我ゆへいくよ年のへぬらん

貫之

恋をみくらひもすまの衛にはなにかはつれなき恋のまよひそ

素性法師

恋しさは思ひやるともいつくにかあふよもしらぬ袖そかはかぬ

兵部卿元良親王家の歌合に

よみ人しらす

恋しさも忘ての後のつらさこそいとゝつもりてかなしかりけれ

題しらす　小町

思ひ侘しにしも我身のかなしさにみな我はかりのうきはかひなし

亭子院歌合に　不逢恋

二品親王元之助

思ひねの夢はしのひの涙にて忘ての後のなくさめそなき

恋の哥の中に　源基氏朝臣

別しての袖にみつとは西のそらの夜の袖そぬれまさりける

逢恋といふ事をよみける

前大納言實教

思ひねの夢もうつゝもさらになしたゝ人やりのかひなくそ見る

元亨二年二月内裏ゟくナそう落ちそれ
けゝ府ゟ遣ス　指中納言長行
長行ゟ西ゟ三ゟ
　　左ゑ中将善成
　　前大納言為世
　　右ゑ中将
　　藤原盛行
　　西園寺内大臣
　　中宮大夫ゟ宗三女
　　後京極摂政家百ゟ三ゟ
　　贈左大臣
　　贈左大臣

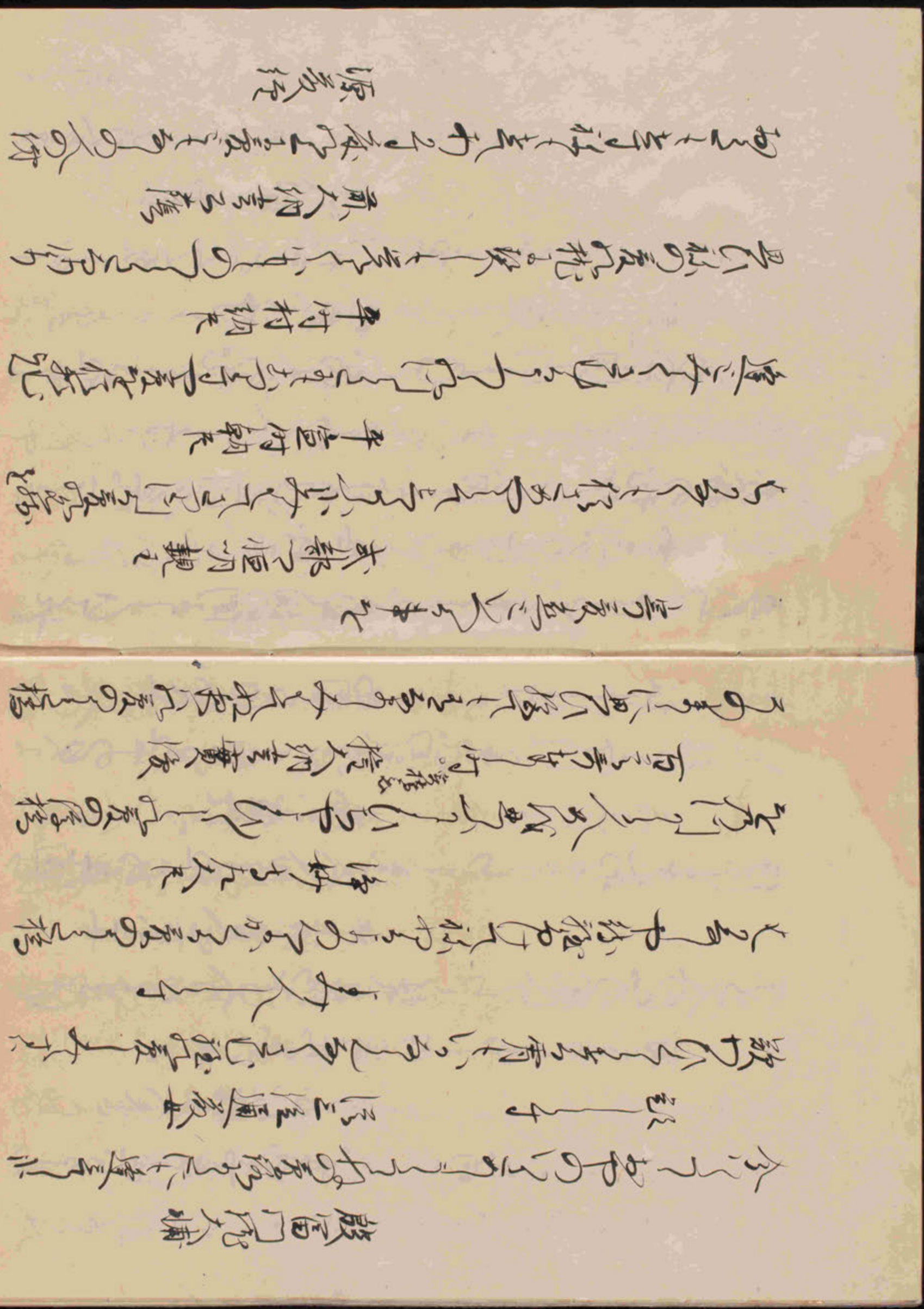

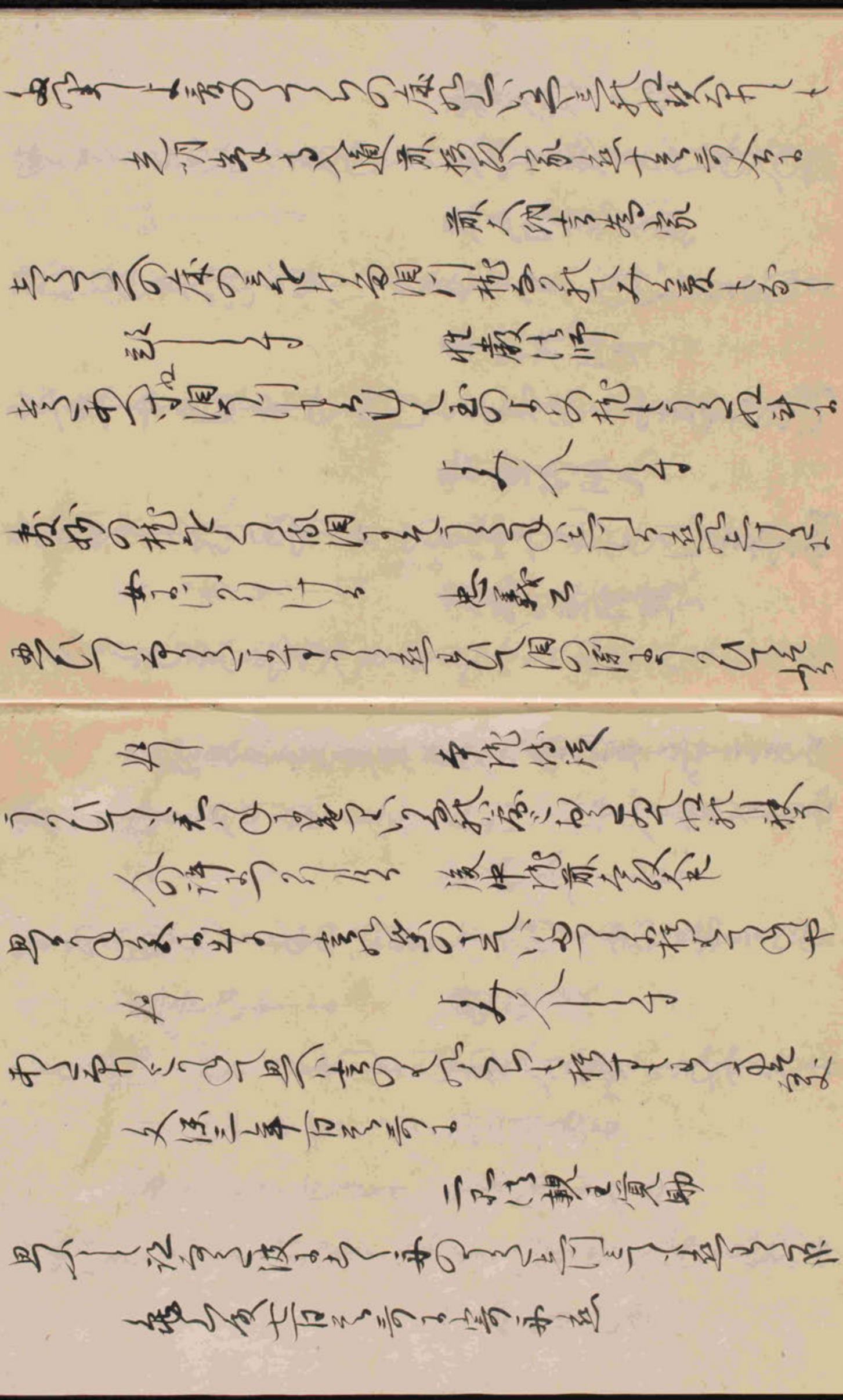

いなかりしかわらの浦にうちよせくる我身をなげかわしの海士

前大納言為世

あれ百そ言のちかけるみ不逢恋

法二位為子

うらとへと我うきなかるる海人をとはれみるかりの

五言の中に

鴨沼夜

ちかきかりこしかもしかるこの行いる舟のうをさわて

雲ゐ人のまゐるうきふ舟をの河しかなへこ舟うきはね

光明寺入道前摂政太政大臣家五のの中そ言の

よみ人しらす

中に言那舟

源重康納

いかに光舟をの河浪ちるとまもるとはれ舟ちるとまもるとは

源頼春

しらす

つ[illegible]の京浪ちるをくれ舟のうわ[illegible]れて五[illegible]

法[illegible]

[illegible]

貞和二年百そ言のちかけ付

摂中納言為明

大舟のはかれもるの風をいなみ[illegible]

五言そ元ちそ

前中納言為相

逢しとのるこのを舟いけるこまりしのこ四つこうこ

いつまでの流あるこり後舟見ひしりへるこ仮るこまる

寛治二年百首歌 源清經

見ふまま後ちるふもや舟ひと四ちあへぬ立ちすると

貞和二年百首歌 信實朝臣

きるの川ちる波のるこけて見ふこを舟れこいみく

後鬼鵜住いるこみこれ交こ半けるみこうこね

後鳥羽院御製

人こ鈴をさくこて言こを掛けるる月逢立

いつまでを 前参議頼資卿

いるこ方こへるこ泊川あふ舟行こあこ四こ

鈴こ手 西行法師

和見へ神るこ流川いこるみを逢を四月見

月こ人こ鈴こ手

岡こ山を神のこわこ石川川を逢こ立こ見

妹のけこるみてやこわへく吉野の河いこ孔

こう見ふこ半掛けれいよ見る

参議篤

よる瀬はしりつゝさらねとわかはすみえこそわすれね

女御に給ひける　延喜御製

風吹は岸の松かえうちよする浪の月もなくおもかけそみる

題しらす　よみ人しらす

大海にさし入浪のをちこちにしらぬ月もなし

ゐさゝ川海の海にいてゝみるさしのまにまに我ならまし

建武二年内裏にて人々題をさくりてつかうまつりけるに

その哥につかうまつりける　恋地儀

前大納言實教

田子の浦の波のよるよるひとりねのわかなくなみたたつるけふり

恋の哥の中に　法橋顕昭

[illegible]にはかつくあまのあまた人しらるゝとかはかりの袖は有やと

權大納言為忠

しほるをやかりかりみるめよるなき波まてそかる袖の白浪

百首哥たてまつりし時　寄藻恋

前大納言為藤

しられしなかつきしるものゝ思ひのねに人は我みかなしは

題しらす　よみ人しらす

[illegible]のなかのこゝろのうちをひとしれぬ人はよそにてよの中

人の許につかはしける　小町

よる川海のみるめハ誰のかたらめしらめ人しよりなくといひける

詠し侍　　兼盛

ふる里のとまする小野の一すらよわすれてやおもひ捨

後法性寺入道前関白太政大臣

くれはつる年のをはりに涙の玉をぬきとめよりたまる

嘉元百首歌めされける時

後宇多院御製

ちりなからく涙の玉をつらぬきて我のこる家のあはれなるかな

女の(?)りたつゆるつゆわすれもせてけれハよみける

葉平納言

吹風に我ちりなくさいまするあはれもかしめつ入へるかなと

詠し侍　　今出川院近衛

わか涙と我見しも黒髪のなからやむ人にみえぬなかれかし

百首歌よみし時寄紐恋

大納言為實母

世の中の憂きは何捨ひとへ下にてものごけぬ(?)ちるる中の契を

恋歌の中に　　永福門院

捨人も契てはとく下にてものごけ(?)くやしき歌をやきし

寄夢恋といへるところを詠ませ給ける

順徳院御製

いのちの長かりし事の幾のへつと知るべき事なりし

元亨三年八月廿日　のちのことを思ひ

くつろぐ言葉にて月にけり月日の過ぎ行くを

まもるとて行くらん　後醍醐院御製

同じ世に生まれあひぬる人なれば契りしもいとあはれなる

信濃三年三月仏洞言合る

贈従三位為

わが身ぞ思ひ知るべき後の世の方ぞ思ひ出でぬる

文保百首言葉書

後照念院関白左大臣

方ぶるべき後の世思ひ知る人を恨むべきかは

契不遂恋

前大納言為氏

後世乃ものにあらぬ恋いきて絶つる契りは

不遂恋の人を

右衛門督為世

妹とこひ名の海松ぬるとみてとり捨てるる事を

恨恋

遂まで言ひしの松風の音にたてて恋ひしるる

指中納言国信家言合る恋恋を

基俊

浪のしろきをみてよめる歌なり下の句にいひて志ゆへつ
八条太政大臣右兵衛督子なりける時家にて歌合
しけるに寫影也
源俊頼朝臣
我恋はみかくれつゝ清水見えてまさるやうしらぬさなることの
人の許にかよひくいはでこそおもひしといふへきよしやはなる
ふとのこゝろなれは　藤原相如
いふしく我思ふにはゆゑにこそ川もりの心みゆれと
此歌渡門といふ所に斎宮まかりて帰て
庭へしらふに女房をつかはして　みちのこゝの
わすれしといふ柏をとねくこそ何といふといふ事
つけれは申しけれ
祭主輔親
わすれずみもすかれの庵にちる紅葉つの柏をとま
女の許につかはしける　よみ人しらず
貧女男をもとめけれともかなはさりけれは人もなき
聖武天皇御製
こゝろなくらふ向ふことなかれ出逢ことまことの
誠なりそめの恋なる男に心まよひて恋の淵へ
向けておもひけるの便にもしたかはぬ人をさそひて

はまけうの野ゝ

遥々と見へ入つゝ松浦ちりとみゝ林やゝ色ゝ

詠しゝ　藤原盛信

みゝ草ゝの野ゝもの鏡みゝもあるゝみゝと思ふ神ゝ

百そゝ三ゝ七ゝ付寄鏡恋　関白九条

我中ハ野ゝもゝみゝの草ゝもそゝるゝみゝ面影は

恋の寄ゝ中ゝ　九条大将道

山島のゝみゝのゝみの乳ゝあれとゝ門ゝ中ゝ分ゝひは

百そゝ三ゝ七ゝ付寄鏡恋

前大納言為定

洞さゝへ隔ゝ中の面ゝをゝやゝ成ゝ山ゝ分ゝみゝ

中納言家持

とゝくゝつけゝ寄の中ゝ

紫女郎

みゝゝの月野ゝの中ゝ京をけゝ面影ゝ三ゝ山ゝ

詠しゝ　人丸

思へゝも思ハゝ川ゝの山島ゝおのゝゝこゝひを

女のゝゝ中ゝ分ゝ面ゝ山ゝ面ゝ

ゝゝ山ゝゝゝゝ面ゝ

ゝ戸ゝ川ゝゝゝ

去年きてゝ見しかたの浦のかつらをもとめて詩

藤原貞資

引つれわる庶民の風をもとめて出かける報名所

後京極殿

逢坂の関のうちくゝ行のゝ引つれるこゝろ名所

陸奥国報者親と家名

うゝ勇世のあわれ限なきしたゝ後人やきゝ

後鳥羽院内大臣

そゝ世のあわれやきゝ立ゝ後人のいとし

津の国道

文永七年八月内裏ゝ人ゝ歌合

山本入道前太政大臣

まいりけ月出立を

立の宮の中ゝ

如法三宮院入道前内大臣

世ゝ月をけくゝとゝ

立の宮の中ゝ

源頼隆

行ゝへのもゝし初ゝ中ゝ

ゝ月ゝ月消ゝ

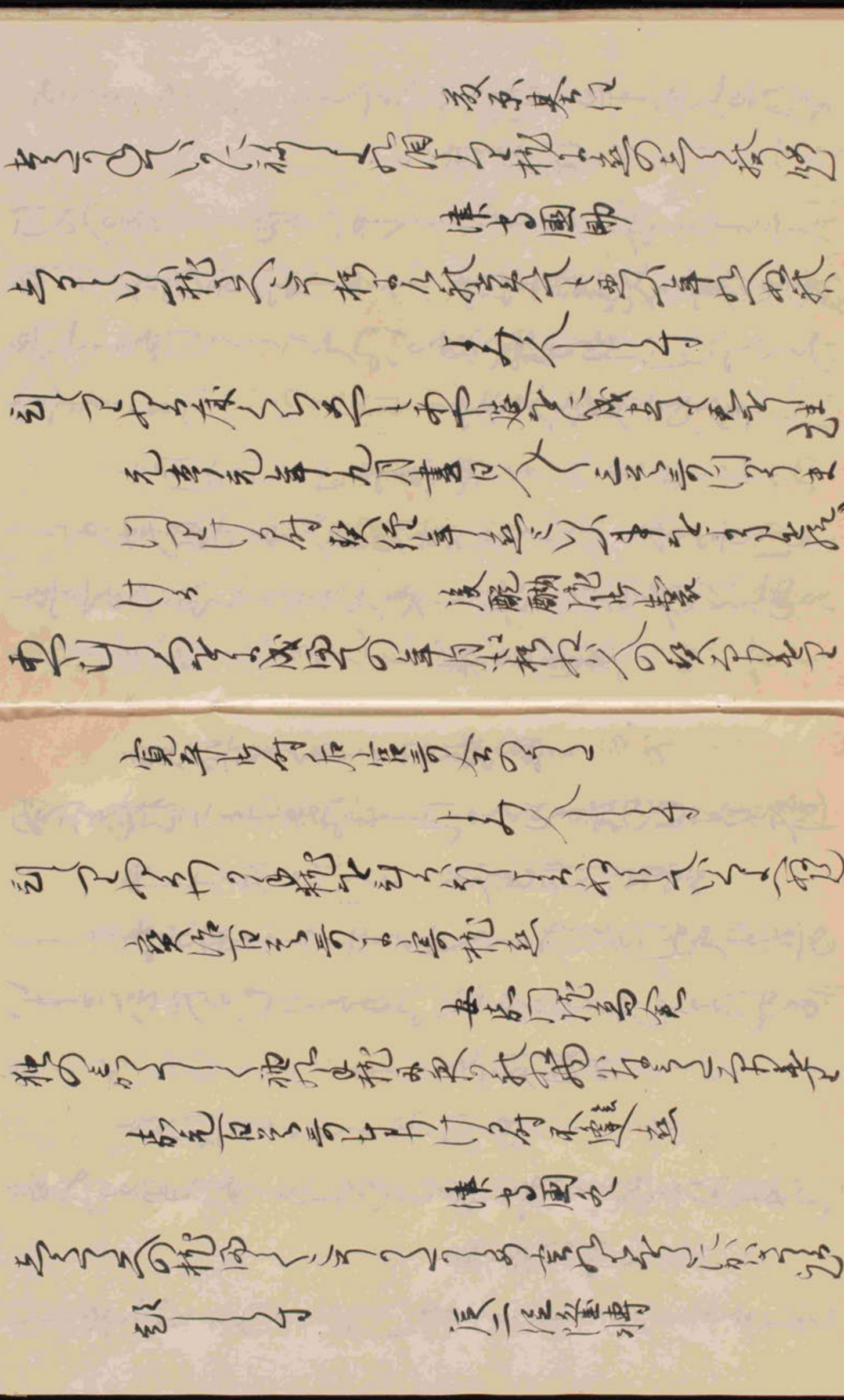

ころもの人すゝめのとも涸門枕なのかゝ見えきうつるゝと
道因法師
白たへの月はなかりしさかりの命ほ我まくらのよそのはや風
宝治百首哥に寄風恋
光俊朝臣
いまはとて見せしなけきの月のよのそよさそと吹風の音
和哥所にて六首哥めしけるにおなしこゝろを 以
哥して詠まれける　後京極摂政
いつにえ猶こりすまし風にまかせたる煙のはてや
宝治百首哥に寄煙恋
前大納言為氏
あま人のたくもの煙なきたにもしらぬ風にもいつの間に
式乾門院御匣
しほうらの煙の末はなきたにもこゝろもしらぬ風になひける
為教朝臣
あはれにもなきくこそみれよそに思ひの煙をものこれそ
よみ人しらす
下もえのけふりのたにも煙てもいつにか思ひをかこたむ
前大納言為家
かはるともおもひきえなましかはいつまで世の煙やすくの

我国への使者を遣はしたまふ

法師宮

法師宮為

不遇五の人を

源和義納に

いのちよりはるかに逢ひ難き人の世に生を

嘉元百五十七年十月十日

民部卿為家

命をけ[illegible]に託くいはれ逢ひ難き男女と思ひ

五位三の中る

清涼殿

遣はしたまふ公卿殿上人

前大納言為家

源亜相納に

よみ侍りける

五百首歌奉りける時

貞和二年百五十首

前大納言為家

五百首歌奉りける時

歌

西園寺内大臣

人々に世を捨てる命を

後法師

四世にいたるまでのこりけれども
あとをたゝこと思ひ入
前左兵衛督教定
あり〻て命りつとゝ〻へていにしへの思ひ
うゝ人のつゝこいにをものして遠国にて悔し命めし
源光忠
にしたるこのゝうといつを拾こまあつゝ方に悔しし
源知行
ゝ乃にゝ遠ゝ人つゝ命りうゝこゝゝ方を教
祝部氏
源春廣

さうとこゝ思ふいけり命りるゝ四ゝ
四世ゝ
拾中納言經方
ゝ
大納言師賢
元亨四年二月四日裏ゝ十ゝ三ゝ薄ゝ
遠ゝ
後光明照院関白左大臣
遠ゝ
拾中納言雅
ゝ

[illegible]

前大納言俊光

[illegible]

宰昌法師

[illegible]

前参議為實

[illegible]

為道納言

[illegible]

前中納言為相

[illegible]

後京極摂政前太政大臣

[illegible]

後伏見院御製

[illegible]

法印能信

[illegible]

藤原宗秀

[illegible]

我立ハ世ハ[illegible]すゑ風吹人の[illegible]

百[illegible]三[illegible]付言[illegible]

前大納言為家

吹風ハ[illegible]のうら[illegible]

前兵部卿

長[illegible]乃山のくもゝ[illegible]

覆面門院一条

天[illegible]乃中へ[illegible]

小町

よ[illegible]

思ひ中[illegible]

新千載和歌集巻第十三

恋歌三

[illegible]

[illegible]

[illegible]

我ものゝ影のとまるかはゝ人をゝもふ物

能宣朝臣

ゆくすえをとゝのへそうしいとねとて思ひ初めしよゝ

文保百首の中に

後宇多院大臣

いとゝなを方こそまさるいつ為に我ゆへ人の恋しきゆゑ

家隆卿

方の袖を思ひ乱れ手いとゝ

法橋昭昭

文保百首の内

この手いつゝ三百首をみ

百首の中に

八条院の内侍

ゆきゝへと思ふ方なけれ人恋の法門枝中秋月

法皇御製

恋ゝこのゝ一みちに成ぬ

前大納言俊之女

思ひねをおりふ何のむしろ

源の秀

ゝゝ世のむしろひと越ゝ

遠江門院兵衛佐

[illegible]

儀式内親王

文保百首詠歌

正二位隆教

建武二年内裏[illegible]の細布

[illegible]

[illegible]

前大納言為世

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

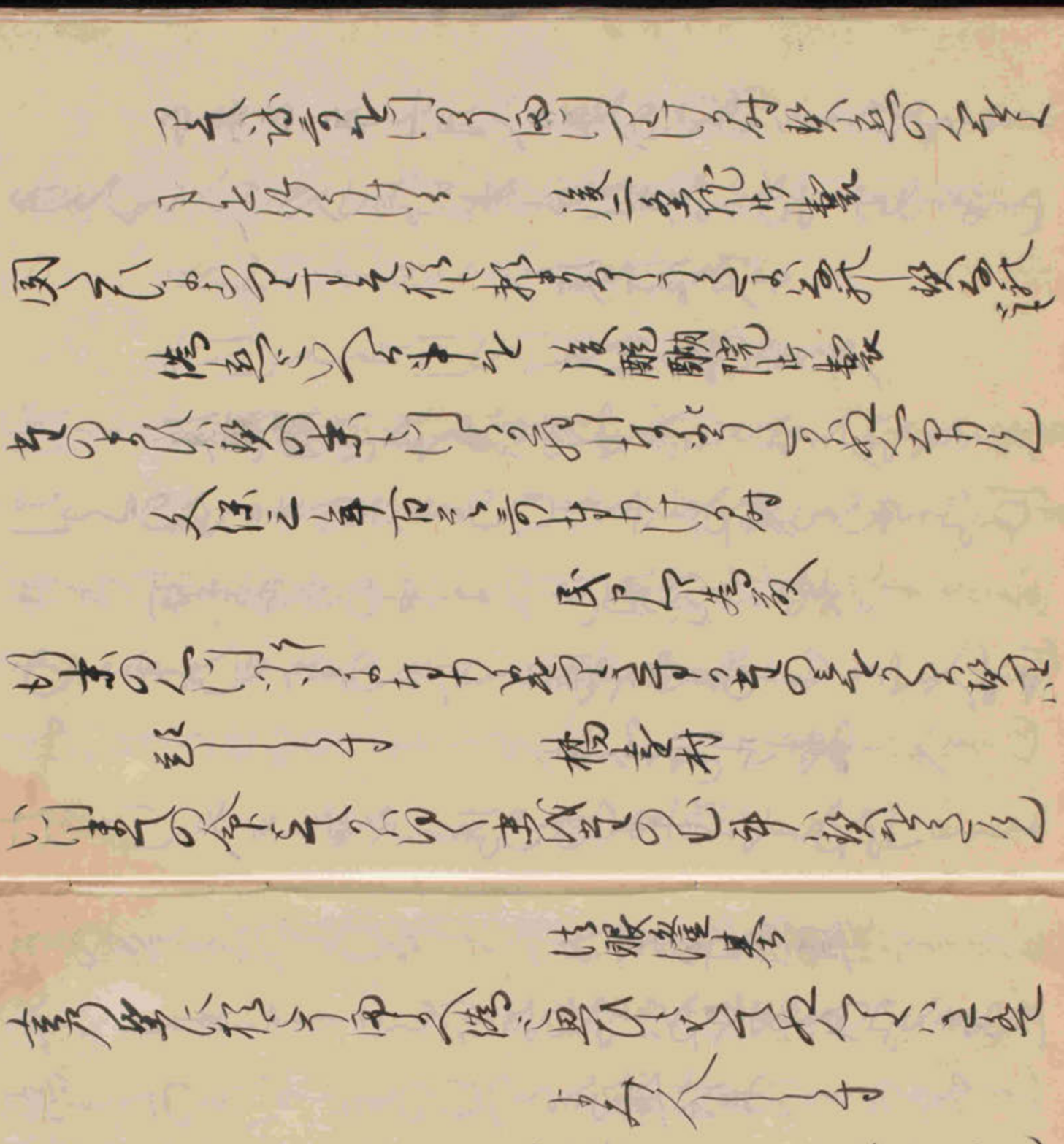

[illegible]

釜蓮法師

[illegible]

前大納言為氏

[illegible]

前中納言為忠

[illegible]

為道卿

[illegible]

九条大将為通

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

雄舞法師

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

藤原為兄卿

偽の枝葉をみてのちこれを問はんものも既に
其のあれをこれをの枝葉とひらいて我が門内の文やうを
後醍醐院女房人百代
給ふ時我人ともに此のことを知る人ようやくこれを
この先代の偽をかうすいまこれを今世人
宋学門親を
問ふ事あるこの偽を人こそいかなりとも
聖統法師
こうすることあるこの先代の偽を人にたしかに
前参議為嗣
教ふるを偽ることを思ふ事あるとおもふほど
弾正尹邦有親を
給ふ程にくさみなる偽を思ふ教ふるを
慶元百ヶ年ヶ月ヶ日ヶ付給ふ
前大納言為世
を乃門に偽ることあるべしと思ふ事なるべ
法印隆淵
歌しるす
偽門の勇ようる有世ことを元亨の比中ばのことなり

佐三位義孝

百ぞ言ぞ何ぞ言の特志

拾大納言實明女

あのそてしるしひろさかなの糸の乱れてあを拾へ

円大尼

おしへしるしひとつわすれつかなのいし

源清氏朝臣

たのもしの中る

たのもしの言葉に思ひ頼みて

拾大納言家信

偽ご思ひとつわすれつ更ひ入れ入れ

後京秀徳

紛ひもなく更ひ中しまこれ東人の娘千代

大江為廣

今もこの思ひわすれと思ひ

入道二品親王法号

こはれよ今宵月とうつる思ひをしるしてまた

後二条関白内大臣

まてこそけるとけれ又の日

拾大内親王家紀伊

けりけり

横内戸をあをゝゝて月の花ゝのめ月の影うつりに
世話人こいゝまを　後京為重納代
この文ゝ書ゝれ四月ゝ月ゝゝみし給東文わし人と行と重
文永二年九月十三日東仏洞ゝゝ言人ゝ不道
玄　　常盤井入道前右衛大臣
ゝ月の月ゝゝ三ゝ四ゝゝ三ゝ月ゝ花ゝゝゝ人ゝ人ゝ
延応二年八月十六日東平貞行納代ゝゝ給
けゝゝゝゝ言ゝ　前中納言為相
うゝゝ人の我面氣こいひをゝゝゝゝの月ゝゝゝゝみゝゝ
文永百ゝゝ言ゝゝゝけゝ

後花山院内大臣
元徳三年三月晦日裏ゝゝゝ三ゝ言薄
ゝ花けゝゝ毎夕給ゝゝゝ
　　按入納言三月
四ゝひゝ四ゝゝの給ゝゝゝゝゝゝゝゝ入ゝひのゝ
文保三年百ゝ言ゝゝゝゝゝ
　　前中納言實前
ゝ乃ゝゝゝ給ゝゝゝゝゝ出ゝ給ゝゝ三花ゝゝ
　　新しゝ

道のへの草をとめて野まつし我を待こゝろ問をこそ

源盛實

結ひわたしてる草ゆゑ家ゆゑ水の底

一条前右大臣女

たつゝとゝ枝ゝ水の表こゝ思ひ中まあをゝ思ひし

道段法師

いまの海のあまのてゝるゝ我ゝ人ゝ見ゝ思ひ

中宮大夫宗一女

神ゝこゝ泊ゝ思ゝ思ゝ結ゝ思ゝ人ゝ

前大納言為家卿

ゝ家ゝ部をさくゝ元ゝ

ゝ付宮の五首を　元可法師

偽乃言の葉しまをけいこゝ泊の春ゝ到ゝ

九条左大臣女

きゝくゝのゝ泊ゝ

不逢恋五首を　相模

ゝゝ我結ゝ

乃外五実五首

法皇御製

こゝて結みゝ

ゝ行のいゝ

法京宮為

三月三日ハ雨ふりてくらし

題しらず　平貞復

鳥のゐる先を池のみるくらゐ晴間ぞ花の枝をたに

元亨三年八月日裏書

きくつくり三月三日のうまのこと題を

いつくまを　民部卿為茂

関あれば人目を鳥の初音なる先を花くわらす池の

逢坂實忠　源孝行

けふこそは我偽るまちわびて言ふもうとうとうえやいもとう

題しらず　源頼之

立春ふる雪の中にかこいまく人のこゝろけわるかの上の紅梅

百首歌の中に宮内紅梅

進子内親王

下紅とのこゝろけてこゝろけわるこうわるこゝろ花ゆすれ

初逢坂こいつくまを　鶯に三位為忠

下紅の又こけすれ思ふそゆすふとつくる歌合りを

百首歌のうち元しけわて宮藻忠

御製

いつくに先ゆかんをおきに問ものるひとをすてつくる歌を

元亨三年八月十五夜月のもとにて詠む

月　前大納言為世

ながめこそ月はなれぬるものなれど秋の夜ごとに袖ぬらすらん

久保百首歌めされけるに　俊方朝臣

八月十五日の夜のこけやまに遠風すなり秋の声

遠の寄月中恋　大江貞重

あひみてのあとをしのぶの浦なれば袖にもかかる波の白玉

右大臣

あひみてのあとをしのぶの浦なれば袖にもかかる波の白玉

前大納言為世

年月のつもるにつけてもいつしかと今夜をもちぬる月の光

源信詮

うつしもて月をもてあそぶ夜の間はこよひ見るべきかたもなしと

常盤井入道前右大臣

人めもる夜のつもりの月なれば袖にぬれぬる月の光

人々歌をさぐりて詠ずるに月の光

こゝろをとりてとりあつめけり

わらべなく一夜の夢の秋はつゆ　伏見院御製

洞院摂政家の百首歌の時

世を捨て島のうらやまもる海士の袖に波の花　藤原為家朝臣

世を捨て後の後をも歌く行末遠き秋の月　寂蓮法師

百首歌の中に

みつ垣くのうちの月の澄まぬ夜は雲の外にも秋の月　花園院御製

夜の月のうちとけぬ行くけり

月はいつ思ひ出でぬ月は洞川みつ垣くの後の名残ありけり　花御製

寛治百首歌の時

思ひ河うらこそ堀江の名残ありけり　前大納言為氏

百首歌の中に

尊道法親王

たづねこそうらこそ思ひ鳥のうきすみ鳥の名残

歌しる

今宵こそ月はいつ思ひ鳥の名残

にこそ宣る

あやまちをつけける池の涙かはあをうつとこまひやいきて　賀茂経久

貞和二年百そう三のみこと祝詞

世のうつをはかなくなしかの方にはかりこしひ給ふ　中宮大夫宗毋

百そう片三の中に　花園院御製

あるかくれけるこの名ばかりのみくさめにたるわれまとそこのゆく

別恋の人を　前大納言為重

いつかまこ母ふ夜ふかるる鏡の面にかはる嘲れる　藤原氏綱

うるはしきこそのいろかはるかるる鏡のそこにうる

宗明門院

うれしかのいろく別るるこそ我こそ島のかはらにけり

鶯鳥のなくをきいていろうとけるこそ　和泉式部

いつとなくけるこそ一おとしきこそ母ふかるる別るる

元良親王家三人合

よみ人しらず

下ちをゆかしき島のおとるそけるこそ別るる我こそあるこそ

歌しらず

蓮如法師

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人九

[illegible]

赤人

[illegible]

元亨三年八月十五夜月下言葉の花

同九年五月

後宇多院御製

又同じ月の月の清き夜

五の言の中に

檢中納言實秀

曉の月の残りなきに

前兩宮九大臣

[illegible]

中宮大夫宗毎

祝戸成光

[illegible]

建武二年内裏にて人々歌をよみ

[illegible]

前大納言實教

[illegible]

藤原泰宗

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新古今和歌集巻第十四

恋歌四

鏡女王

天智天皇御製

君待つと我が恋ひ居れば我が宿の簾動かし秋の風吹く

人の見てけり

無名の元良親王

みち野の山ちかき滝川音のみ聞かしてはしるしなし

源宗于朝臣

あふ川に身なげ入れし浪の名ゆゑ人や我が恋ひまし

いとゆゑまけて女の中にとて契りしを

あめをけうちうるうさこいひてはけれい

九京大夫那埔

風呂をいさこすいはゆれたゆまてと又うるこいまつさうかるの系

人の壹乃こしをこうたゆ水こいつけして

廉義る

いくうるこい人のところうるこ下紙を柿ゆひすひて表こうる

元徳二年九月十三日内裏三そう毒海さうれ

けうゆ柿遣えいくいまを

拾中納言為明

つうるうあれるうりこ成るをうとこすれいまうる中の海月

後二条院御製

わうこれいのたまこうこ人こうれわ我つひもの枝つうる

ゆ文百番合九言 前中納言宗家

遣こ乃国れるうるやわうこれ塗ゆ祖の泊

九言の中る 拾遺 源宗

こうるうる人の袋のうるれるいつるいこれ祖いわ是つ

中宮帝人仁親を

あるひうるをいれの高いまこ中こ祖いわこ我ゆ

わうこ三宮院合前内大臣

けれるこ又うる氣の些うるこいゆ別のわうこ明まる月

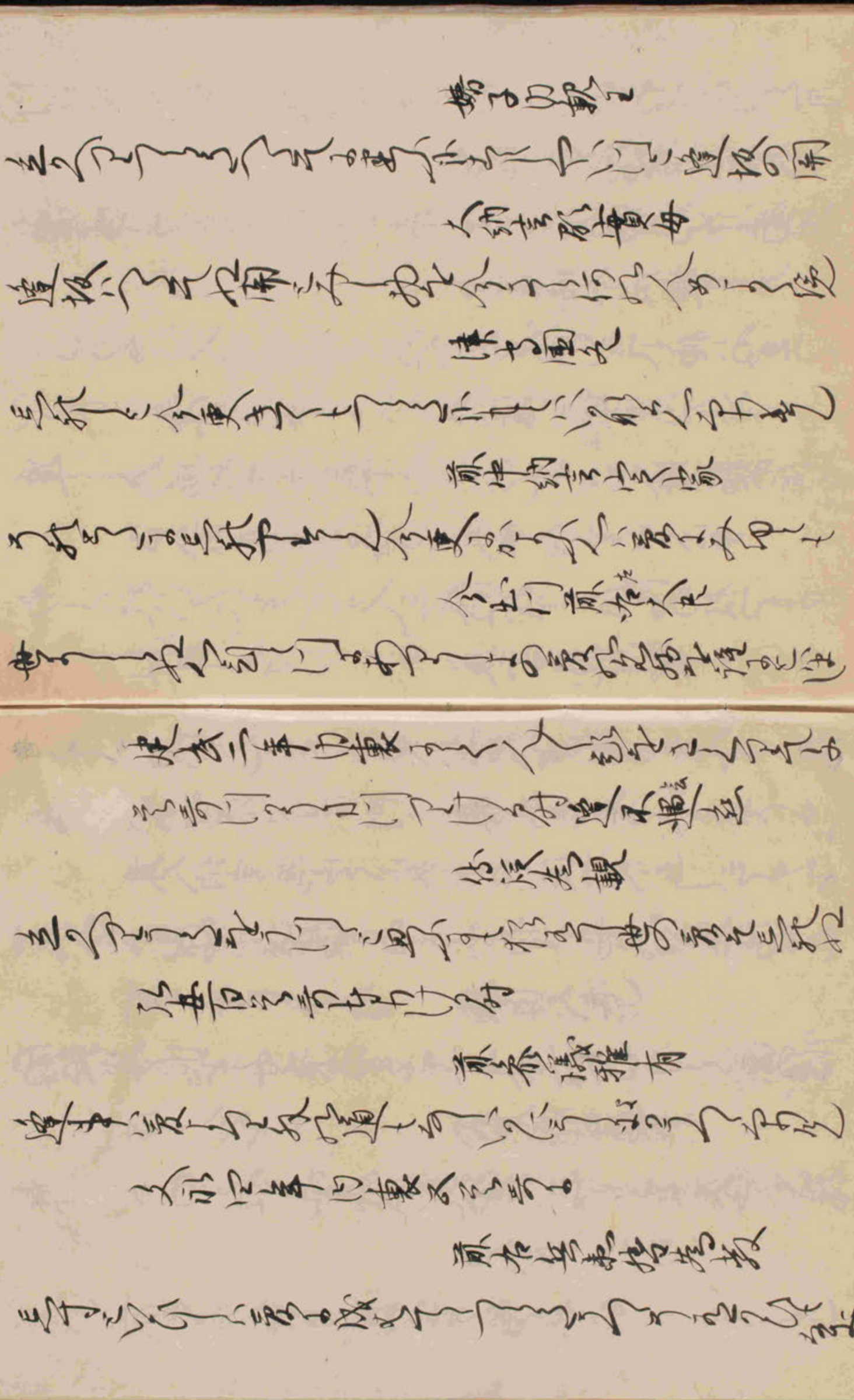

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後京極摂政家の三人名

隆信納言

[illegible]

宣政門院

[illegible]

小式部内侍

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元亨二年三月晦日書写畢

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]百そう[illegible]

前大納言為家

みちはるの下草いやしくもみるそとのゆく
[illegible]はるの[illegible]

源孝納

うごくちる[illegible]中の[illegible]
[illegible]

はゝ宮為

[illegible]

百そう[illegible]

二月はる親王[illegible]

[illegible]
[illegible]

中宮大夫[illegible]

いそかく後ける中うゑのつゝもる[illegible]
[illegible]

二月はる祝[illegible]助

[illegible]
[illegible]

はる三位仲俊

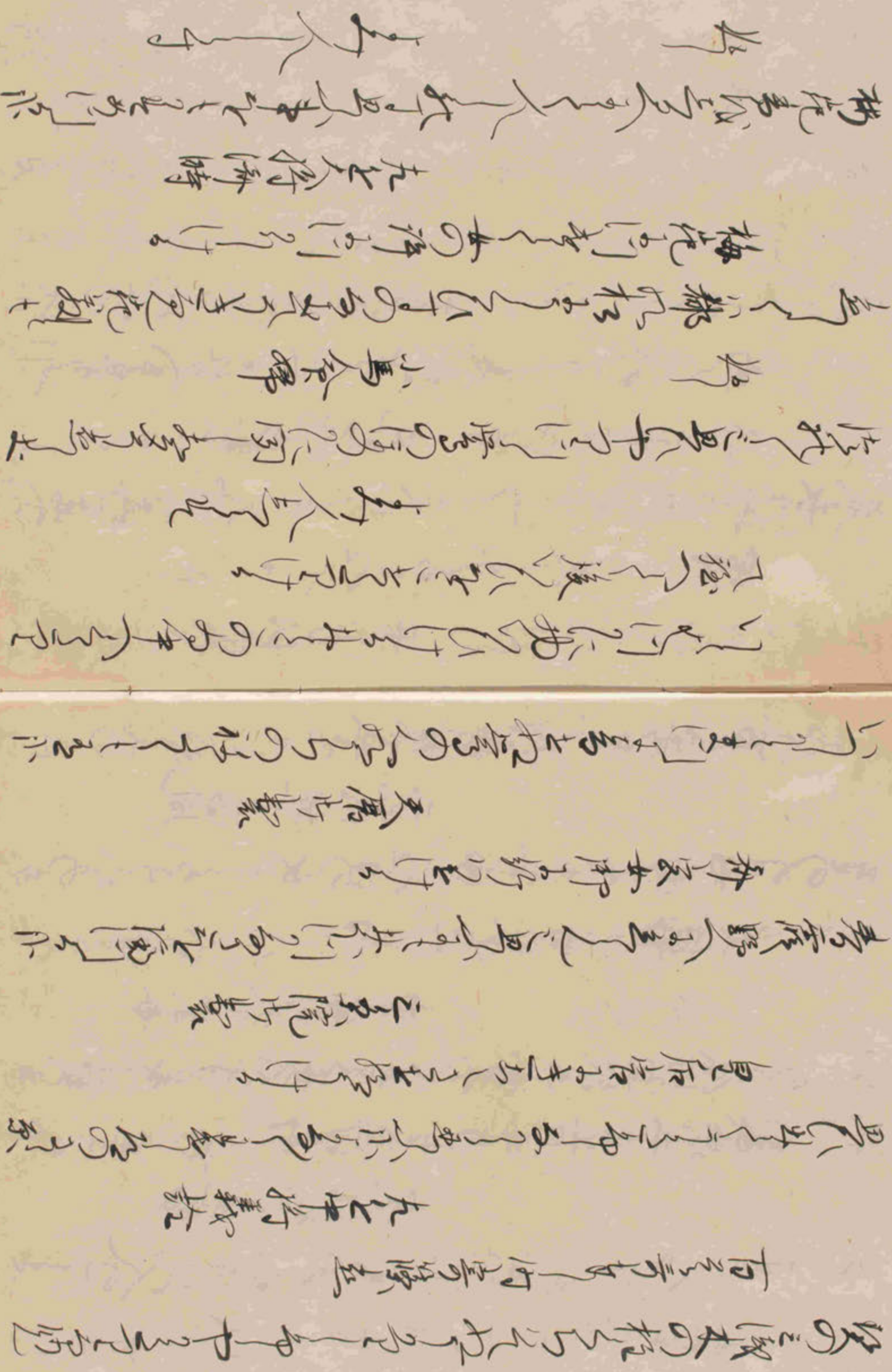

[illegible]

[illegible]

[illegible]

題しらず　平常孝

言の葉の露のたまりとなりぬれば白雲の法の山へつもる

大江為言

夕されば萩の葉ごとに露の玉ぬきとめかねて思ひ出づる

伊勢

かつまでもあの秋とうしいつもひとつ秋ぐさの花

よみ人しらず

長月乃つごもりの比妻恋てみてあれはきゝしこの河のを

七月十日ごろ人々歌よみてやきつる和歌

の夫の行方いかゝ為きゝ分しこの歌をけり

女御徽子女

天河ゆきゝしかとけふこそはあきの月なれ星合みけり

星合みけり

重盛

天の川ゆくへの雲の中なりほのぐみし月の光

和人

飛鳥川ゆくへさだめぬ世の中に人の心の花

参議利光院前関白基家卿

あの寺よ又あふまでとうつの山の天の川の水の音をこそ聞

八月ごろにうつのごとのつまとなりぬ長恋内侍

こいふ人のあいさつこいふ以の中将のあめりけるを
因てうれと思ひ給ひしかとよりてかきつけ給へる
すゝをおもくかきつけるけり

指中納言宮頼

宮ゐ中のゝ川ちかき花所かゝる山ゝ人と行あひ
侍

左衛門督

をしなべてゝ花のあるかきりとて尋ねこそ
ゝ人ゝ見すきこそ見けれ

祝戸成仲

思ひあまりすかのゝうちまでとまとまとまとまとやそとまゝ花所ホ

藤原隆氏納言

しのひ初の泪やとそ花所板をく原以人とら見
貞永元年七月四日裏まくこゝ三ゝ清書
れけり付宮所志

前大納言為家

あまのゝ板ゝさうの花所おりふしの風ふきもと
寛治百ゝ三ゝ七月けり付宮風志

法二位行家

おゝ人のつゝをうへく人今ゝ所ゝとゝ見ゝ映ゝ園の板風
宮中志

左中将隆親

[illegible]

[illegible]

[illegible]

前中納言雅孝

歌一首

水くきの風吹くたにいくしほとかはる人もなし

中務卿具平親王

付句

けふの日の浮世の涙初付句行くへこそ人もなし

西宮左大臣

秋三月十五日の三十番歌合に初恋

名所百首三十番歌合

見る后宮大夫後成女

いつまでか人の下染の下紫初付句

藤原基世

歌一首

いとゞしく思ひ乱るゝ夕べ哉中の涙の初句

百首三十番歌合

参議俊賢卿

たゞ我独り我れ初付句

後法性寺入道前関白家三十番歌合

皇太后宮別当

紅の涙の初句

永仁元年閏十月後宮百首三十番歌合

六条内大臣

かくてはなほせるすみの色のほとをこれはひの焼くとへ
名後をこそいとゝまを

贈従三位為子

ゝ人の沈みしゝ山ゝ元同世ゝ名香とうしゆ

新古今和歌集巻第十八

恋哀傷歌

恋歌

ゝ後ゝ人と桐のなけるこゝろをよめる元輔

名所百首歌中に

前中納言定家

琴の音もなけくこゝろ浅ゝ元結ゝて桐の中と為よ

寛治百首歌中に

前大納言為氏

同ゝゝゝゝゝゝゝゝ逢ゝ恋ゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いくさ出てうせし月をみくうを三ヶ人とを世る
よみ人しらす
長れ言の中る
契りしは昔うせの年月をあらはす長しうせし
ながら言とのこの条国とと長れいたりしのあらうの
心阿法師
長年おもひもらす野への露をもとはんと言ひもはね
ばとはんとおもひて三条いかりてうせしまるみつる
前中納言為相
うせの江のきしとおもひてうせし年の秋
後二条院御製
川秋とうせし人の人の侍りあれはおもひ出る長草
文保百首詠
長年後のまあれくとにけるうせし人を思ふの月ひとる
久しく言とわ男のもとへつかはしける
法性寺入道前関白家三河
うせし人を思ふこそ言ひしかれ
郎女
已人院前摂政太政大臣

我りくわ為にかけうとて人をうとむ心にて
よみ人しらず
をとこ
をとこ
をとこ

あれすなわち人もまた我に同すべく親のいさめ人の道ふ

祖月法師

うつくしと思ひて親道板ハうつくしわ爪の用ふかきを

建武二年内裏ふくにんを彩色さくにかを

よろこぶつつ同じけるけ終志

後醍醐院大納言典侍

道まいりの人ふかよ限うく言ふまく人の道ひて今

建武二年九月十三夜内裏ふくにんを言ふ後

ちうぶ殿ふ内ふ人を

前大納言為兼

ちうぶうぶうぶ別の憐もをうとうとうとおもいさつよけう

ふしふす

秋の法師

今ハ世ハものこときつふ思ひ入れ恋を限ふ寝ふ

久ふうをとわ人ふ

二条右大臣大后宮大貳

きうふ乃くをすきうこ行ふこ行ふ

恋の寄ふくよりを行ふけう

伏見院御製

つとしを限ふ寝ふ

前中納言為方

よきてに思ひ出づと思へども洞ヶ池にわ袖をうへるか

鹿三位為

まつ世の光ありてとも知てうとき又わかうと思ひてもか

後京極摂政

つゝうちしぬやうのまつ山寝ぬ夜ぞ恨ぬ

貞和二年七月七日仁河内三位清忠卿

内府遇不遇恋いつゝ事を問ひまつ

けり

あひ思ひもつるゝ恋に今はてゝ又思ひ出ぬこしとゝる

恋の中る

九条中将義教

かくりうとうしこうとすとてわが思ひ中ぬつゝ

恋

雲路に及ぶさうとけ恨こいもわる庭を思ひこゝ

侍従中将則祐

もゝ春のこゝろ山ぬ春のもゝ一つ二つ恨けり

辰二位家隆

きをとの風乃末ちる春ゝいつゝまとう思ひ後

辰二位隆物

枯ぬけゝ真葛ゝ京の板風を恨ぬ中思ひけりゝ

山中入道前太政大臣

恋遅ぬ中

つもりぬれば中の言葉も枯れゆく後いかにうらまん

大江行元

たづねみるかりの契の末なれば神の波子恨みつるかな

平行氏

今は又いかにうらまんものみやつかへの思しるらん

摂大伝都経盛

をとつるは思ひやるとも恨しは行方なき心ちをと

祝戸成国

いかにとやそへうらふこそ恨なれ涙ちりをば

後三条前内大臣

年毎に我涙つもりてうきかはの人なれこそ

百そ三ツ五ツ社もしめてる宮の鏡を

御製

うしつとはいかのつくこのもの鏡ゐ三年の乳母ゆ

九条中将義淑

面影の行ゆくへ面影鏡ゐ社ゆ人も契りを

詠しける

おもかをはうつふも世ゆ法花堂の発しよ月ゆ忘へ

進内親王家春日

大江廣房

ちりゆ我面影ゆうつすこそ秋の月いみなし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

我りうとてもいつまでもうへしたと面白くるうとをさりけり

五月雨の中より　　永福門院内侍

あつまりて面白くりうとけりてもとをやとりのみの水

行貞御製

なつくさのもとをはらひてやとりのみのしたるくるをいとふ

うつる中に浅澤をのかきつばたのうつりけるかげをみて

忠房親王家歌合

はつかに見しかたをかの水の年ふるまつの陰をうつして

拾遺　正忠仲

[illegible]

二条院内侍　思ふ人をいとふ

　　皇太后宮大夫俊成

昔みし野中の水をたのみくるるの袖にわかれしつゆ

　　前大納言為相

おもかげ三年百ぢの雨にもまさりけりあとにとどまる

　　前中納言為相

うのはなのまくるまとはあとにのこる袖にのこりて流れをとどめ

　　前大納言為家

流れをとどめ袖にのこりて流れをとどめ

　　後久安百首

とどめ袖にのこりて流れをとどめ

　　為重朝臣

月ゆきのあとにのこりて洞門よりとどまりてとどまる中の遅き

　　能誉法師

遅不遇恋の心を

洞川やまわ男たの洞いわ秋を遥かりうとゝ[illegible]

信中納言統宗女

そのまゝに遥とはゆゝて名残河うゝ名残年うゝわゝ秋名残

寛元百首三十カ月内裏

わゝはゝ秋くゝゝやゝよゝあゝ名残門ゝけゝ中のゝ[illegible]

贈従三位為子

世助法親王家五十首

うゝかけゝゝこゝの中河さゝみゝゝ遥を捨ゝて遥ゝ見

前大納言為兼

恋しゝゝ

賀茂雅久

今ゆゝゝゝ

建武二年内裏にて人々歌をさぐりて千
そうよみけるに難題いろ歌を行もと
てにうけにけり

板行法師

おのこ名所四のをみいりあてのさいりあかに関をうけ
正中二年百そうもかけるに

後照念院関白左大臣

いろえあさきうの浦のうらみてと度うるれかりの袖をつ
元亨三年九月尼の日内裏にて恨恋と

前右兵衛督為成

よそうちうの月波浦のあるに波とりて袖のぬれをはらす

正親町院右京大夫

うらうらとうらうらあらはれぬるうらとうらうらとうら

津守国基

あしの浦の恨てのうらうらとうらうらとうらうらとうら

三条院女房人丸

伊勢のうらの海にはのてをれかつる海のあまもいと

藤原百そうもかけるに恨

心院前右大臣

今うらるるうらうらうらうらうらうらうらうらうらうら

同人を

三縁院前関白九条尼

なひくこし柳はうに成ぬ我身ゆゑ風に吹

百そう言のあり付言の表

大納言殿實母

うゝみてと行方をしらぬ表さよ衣

恋ゆゑ言のこゝろよりと行けり

後伏見院御製

すまのあま塩焼衣うれたりとゆめ行ゆ

人ゆゑ行ゆめ〳〵てうゝみ

中きれたるうゝ人のつゝ

寄元〳〵年百そう言のあり付恨表

後山中前九大臣

門いまゝかゝ恨みゝ方引ゝ人のうゝ

詠しゝ

前参議雅経

四月九日あひゝこゝ里人の後わい人の恨方をて

元亨三年七月七日亀山殿七百そう言の恨

表

指中納言為冬

引こゝすゝ恨てと又いゝ

詠しゝ

宗蓮法師

ゝこゝゝゝゝ人四人ゝ方成恨て

四月九日

新千載和歌集巻第十六

雜部上

歌

難波潟田蓮なくめらんもやはしめこの鳥ならんとは

寛治百首に言はれける鳥

大納言師頼

山階入道前太政大臣

白妙の蓮の花を袖きてみれば田子の浦の波うつ心地

萬葉集の内すくよりを作りけるを言はれ

中務卿親王

みかりの川にてよみ侍りしを

伏見院御製

海原やあらし騒くれば夕凪の塩干の浦の鶴鳴

寄海鶴

海こいふくしをを歌にしてよりて作りける

坂上是則

山ちかくとまりて雪を田の蓮の花の上にとまりて人やうらみん

歌

秋ちかくなるほどにこそ野のもの山とまれかりの

人しらず

寛治二年百首に言はれける時

前大納言忠良

みち野花ともいとも納りをを真文に札に横書の文

[illegible]

[illegible]

[illegible]

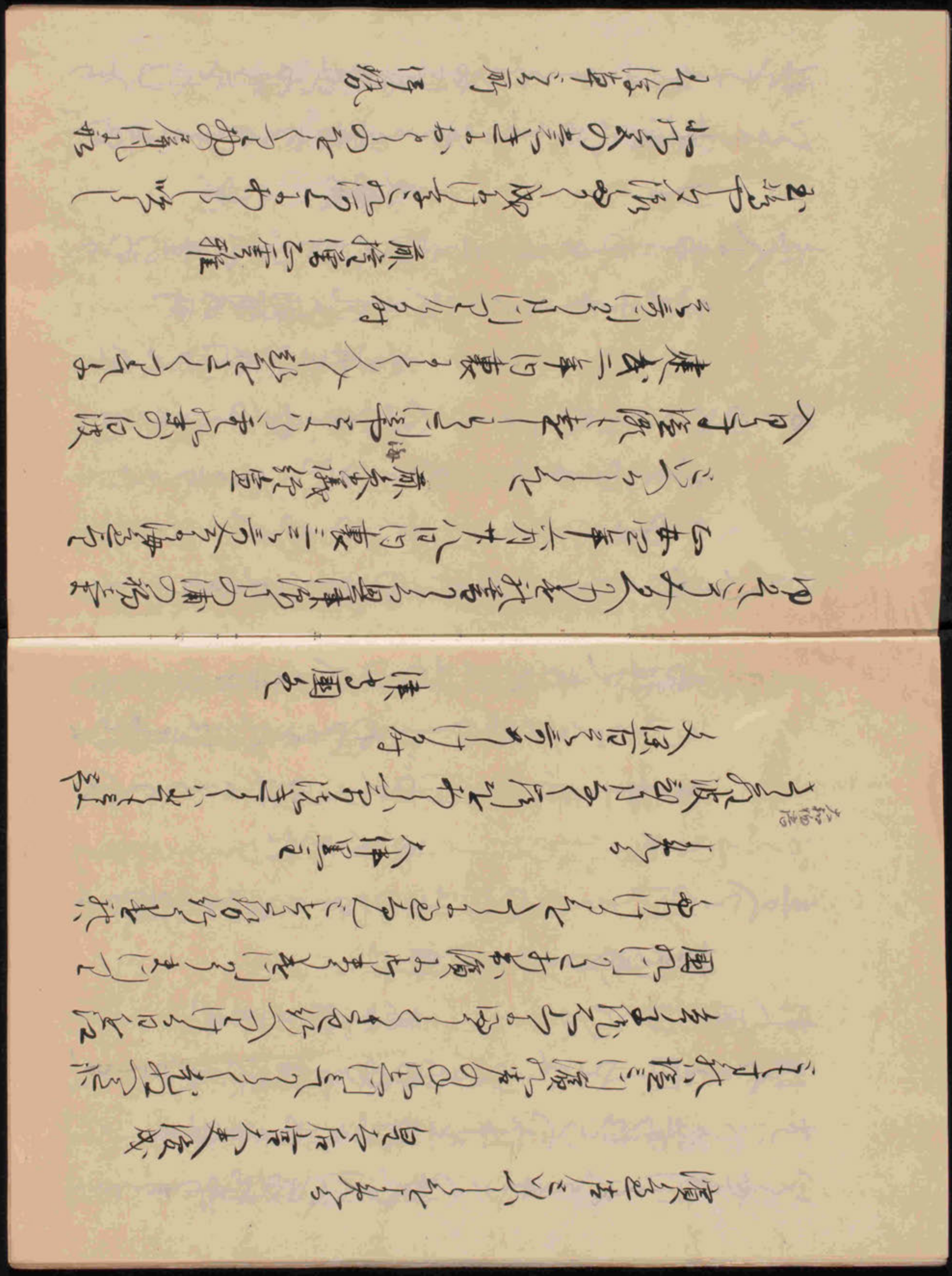

[illegible]草池[illegible]を[illegible]

建武二年[illegible]三つる之考の[illegible]と行う

ける

後醍醐院御製

法人[illegible]月[illegible]之[illegible]の[illegible]の豊のあるハ

元弘三年之后月次屏風に朝賀の所

後之明[illegible]前関白九人に

和[illegible]代乃[illegible]と[illegible]のすみて[illegible]考[illegible]

元亨四年五月後宇[illegible]三つ[illegible]

附初考の人を

民[illegible]考後

[illegible]

前大納言實教

[illegible]

貞和百[illegible]三つ[illegible]

入道二品親王[illegible]

今[illegible]の納[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

前中納言雅孝

源重之女

歌

春雨の降りて宿れる梅の花
はなを六年三月縣召除目の中の日雨の降りて侍
けるを前大納言為世卿無参議
をのこみ申けるに侍りて

前大納言為氏

年をへて枯の柏木こゝ雨にしぬれわびぬ春をとなりや
照入宮内卿入道関白前太政大臣

三つとこたへしをのこをとりそへて春雨ふるしぬれわびぬ光ふる也
春日社ゆきまうでゝ侍りける日雨の中に

為道朝臣

ふりくれぬ雨の雲の春雨ふる代の印めぞ見
文保百首に三月十日侍

民部卿為茂

ぬるゝとも鳴野の雨の道なれぬ春きて雨
亀山院御製

歌

燒すてし柏の末の二つ葉に春ぶし出る野べのさくらし
貞和二年百首に三月雨侍

[illegible]

[illegible]

[illegible]

之刻三人者とうらく和尚に花を問ふ

中間に限りたはけける者三月の廿日わかと

遊度の花をうく咲はけるを見る

花とも見えけるまさしく雪とみしかと

花中に雪をみはけける中る

後京仲実卿

きけいもるわすれの花をしたる命のうとわるか那

のうしまるいとけける年の三月の始つる

まく度の花をはらとけれい

後京宗秀

方とかく者ものくみのよりそのもの也之内を之わ宿

歌しる

祥子内親王

山寺のこと花みそうる者いやうとせ所をうくこ

平維貞卿

あけれ入道ゆしのみちの花をみけるみの奥

藤京京卿

花日のこ行ふいれなり野山又沢りに心岩乃上に雪

指律師則祐

大乃字と者きこうとこ山とこ花こみわ岩のとこも

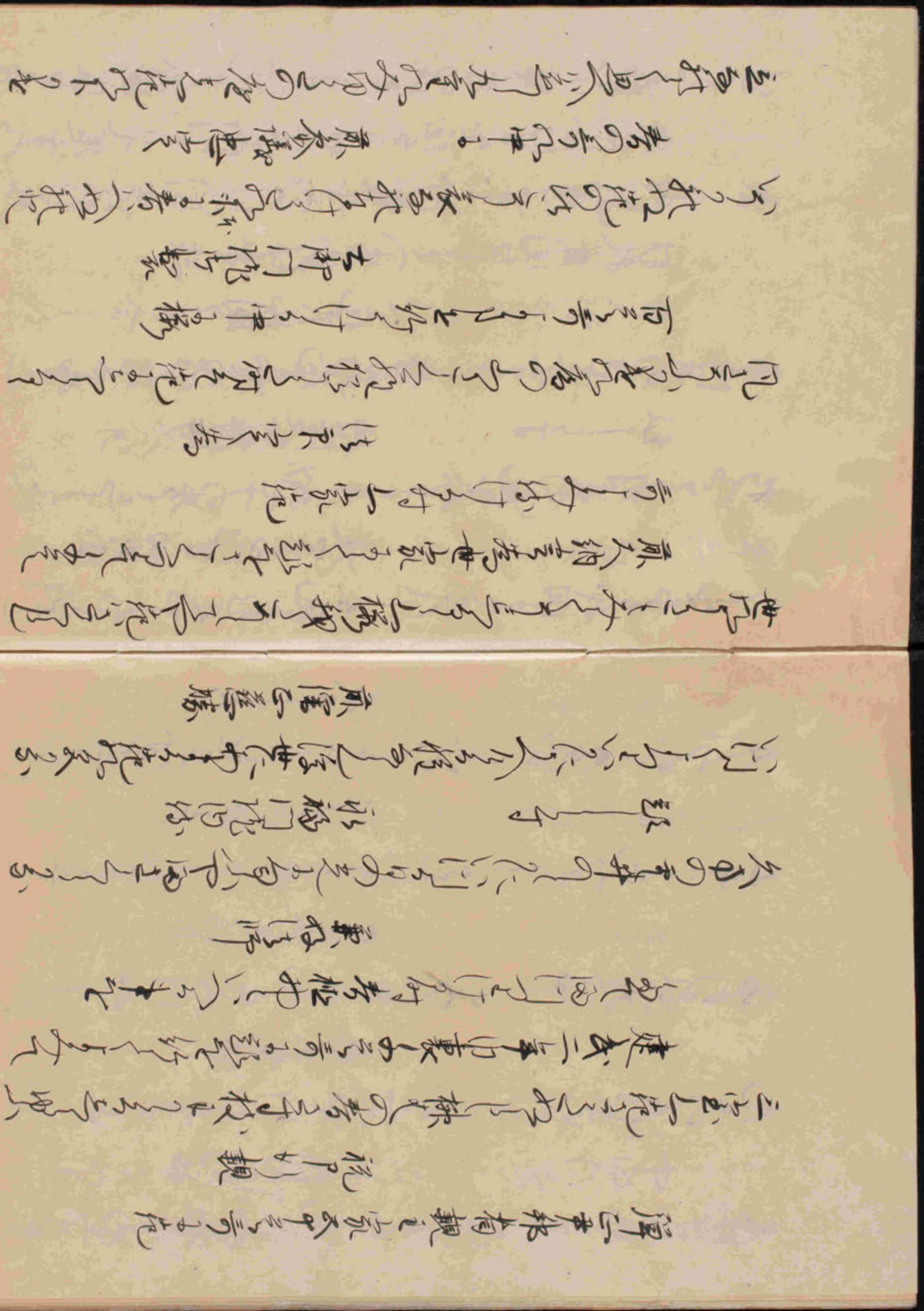

文和四年者の比思ひたつ[た]て武戸成国家貞居
士成仏けるを強なく世中とりまかなひて還幸ま
ゆかの陣まる御製をあつらへ[へ]ける中ける
け れ前関白もしへ中ける

武戸成国

うとうの内幸ゐ[る]ゝ比宿の花をゆめ[め]ゆ[ゆ]ゑ
歌しる

相模国鎌倉静御

ゆ[ゆ]ゑ[ゑ]なる花をみ[み]ゆ[ゆ]ゑ我七十の春をとゝ[と]ゝ[ゝ]ま[ま]れ

後宇[う]多院宰相典侍

ゆ[ゆ]ゑ[ゑ]なる我涙ゆ[ゆ]ゑ思ひ[ひ]ゆ[ゆ]ゑ[ゑ]花と[と]ゝ[ゝ]ま[ま]ち[ち]ま[ま]ち[ち]

道因法師

思ひ[ひ]ゆ[ゆ]ゑ[ゑ]花ゆ[ゆ]ゑ[ゑ]ゝ[ゝ]ま[ま]ち[ち]ま[ま]ち[ち]ま[ま]ち[ち

二月は親王宣助

らうめんわらひて花をとりて今年は限りの山を

夢窓國師

ちれりとて花をけるこゝろ

中務大輔ふく賀茂院附参の舞人付こゝろ

はけるはかうの花を人の舞ふ間のうちして

にうこ法名繼

いとゝ又花のわるこゝろやゆりのまちわかれをみせすい

家の花おりつゝのうちに等拾花賜九人長月

秋ふ思ひくみはけるを切ふきてかの花ま

にうけるこゝろ中つ

前大納言為世

秋東にみしかをを法こゝろ花をけるこゝろ

為拾花賜九人長

ちるれ〳〵思ひてこゝろ

ふく〳〵す

法眼房親

うつりけるこゝろ花をわるこゝろ

民部卿為忠月次東山殿宴の和歌

花みはく後山里の梢いろ〳〵都も

花ハ春風うゆ〳〵中つゝくはけるはよ

山里はさとも秋とは思へども花の春風の音

沙門法師

ちぬ人に花を花とも見へつるは山ふかき

丹波忠有朝臣

春の春の春の花の春風の音

藤原保雄

入相の鐘に花の春風の音

藤原泰宗

よし野山春の花の春風の音

大江頼重

春花の春の春の春風の音

源宗氏

春の春の春の春の春の春の

前大僧正尊成

春の春の春の春の春の春の

元弘三年三月日尺屋風の尚代

前中納言惟継

春の春の春の春の春の春の

春の春の春の春の春の春の

春の春の春の春の春の春の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

前大僧正隆弁

[illegible]

伯秀房

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法三法印抄

郭公なく初音を聞けるに夜山路の月の面影を慕ふ

法皇御製

夜半の月こゝを捨てのゝ秋入て路なき方を尋ぬる

宣政門院

九重の雲ゐをいでゝ白ひさうの人そ和の道もしら

後頼納言

勢多寺炎河のうらに折をしてすゝ和を慰

惟宗光吉卿

惟宗光吉卿大内記なるを社ゝ法橋人

納言の内家ゝ言ゝ法ゝ

惟宗光吉納言

元の世人のやうにもなりぬくやゝ内ゝの君ゝ言ゝ

夏の言ゝ中る

前大納言実教

今ゝ世ゝ光ゝ言ゝ月ゝ花ゝ皆ゝ月ゝ花ゝ師ゝ

法印抄

いとゝ心ゝ行ゝ世ゝ蟬ゝ方ゝ人ゝ言ゝ

慈恵法師

谷川ゝ言ゝ心ゝ社ゝ言ゝ木ゝ花ゝ

元亨三年七月廿七日

ゝ七百ゝ言ゝ川ゝ内ゝ

[illegible]

前参議經季

[illegible]

後西園寺入道前太政大臣

[illegible]

前大納言經継

[illegible]

前大納言為世

[illegible]

前権大納言[illegible]

[illegible]

萩

[illegible]

従二位家隆

[illegible]

前大僧正守誉

[illegible]

由来感思立姫夫こいふしをと

[illegible]

[illegible]

中務卿宗尊親王

[illegible]

[illegible]

藤原秀七

きつとくすのうら海や世のうしろ花のたもとの時雨月

仏五百そう三ヶ月けり府

静仁法親王

月は海のうしろ花の光こそ三ヶ月のうらなる行末の月

文永十一年七月七日仁洞すくなく歌をさそひて三ヶ月

前大納言為氏

いつこうら我月は新しろ海を月まつ月の入ぬ

歌しるす

永福門院

月にいつ人をひこわなる八月の新勇士信ひうる夏

自元后文大夫後成

世世のうしろ海の月

前左兵衛督教宗

いつこ人をくさめうの海ぬ海の月の月の光の洞を

百そう三ヶ月月

前大納言為宗

いつこうら海のうしろ月みやとる手まつ九月の新月

歌しるす

平の氏

光の世に月のうら海の洞ぬ神の月やうらこ

世世のうしろ海の月の月の三ヶ月の三ヶ月の月

前大僧正實超

[illegible]月と申す所にやそみる

歌　[illegible]

[illegible]

[illegible]の隙を[illegible]すてゝ世の[illegible]の[illegible]の[illegible]の月

元亨三年八月十六夜後宮の[illegible]月五十首

[illegible]

前大納言為世

和哥の浦よりこの海を[illegible]て六代まで同月をみる[illegible]

海の哥の中に

常盤井入道前右大臣

いゝ[illegible]と思ひつゝをるに[illegible]代の[illegible]の[illegible]月

みゝ[illegible]の世のうゝまで三[illegible]代の[illegible]月も[illegible]

度会貞幹

前僧正慈勝哥合に[illegible]月禁中月

後京説房

九重の雲ゐ[illegible]海のゝの月[illegible]

[illegible]

作[illegible]

由[illegible]

法[illegible]隆淵

建武二年内裏の[illegible]哥の折しも東[illegible]

[illegible]

月を

今はやとるうらすもよるべ月を都のそこおもへ
あるべ月こいつる半を　法師もの家

角里こ見ふりうとう雅波ろこ貴人のうら月をた

山里を淡路ふるる　菅原孝標女

見ひとうる人よみをいやこ里の海ぬよ角ろこる河の月

前中納言定家の資家の法師の人るる山居月を

こいふしを　腹子内親王家治ふ

月ゆるすまわをこの海ろるる恋をわ

詠ふる　法師弁教

月の入江小倉の山のをる引ふとこ山けう指康のを

平氏村

ううけう海のをかの裏立も形ぬ孫ぬ山ふ

後京基交

をるるる矢田野の蔦ふる出ふ田ひけ恋ハつ主舟

善ふ法師

いなをるるるば主ふ小山田ぬふを人ふと康ぬ時ふ

今出川院を恋

見ひわう宿ハ蔦の角ふるこるる祈主あ山ふ川交ぬ

源氏紅

秀吉乃とのへ御まくすり恨とひ[illegible]我も[illegible]板[illegible]彰

家中[illegible]三[illegible]三[illegible]重[illegible]　山階入道前右大臣

[illegible]ひ[illegible]我も[illegible]ひ[illegible]重[illegible]わ雑[illegible]宮[illegible]

若板三[illegible]清[illegible]　前大納言信雄

納[illegible]我も[illegible]ひ[illegible]玉[illegible]の[illegible]を[illegible]我[illegible]板[illegible]言[illegible]

九月[illegible]の日前大[illegible]道[illegible]の[illegible]

みど[illegible]わ板の[illegible]秀[illegible]の[illegible]

中[illegible]ける[illegible]

前[illegible]僧正良定

若[illegible]板[illegible]の秀[illegible]我神[illegible]

元妙法師

[illegible]田[illegible]田[illegible]雨[illegible]紅葉や錦成[illegible]

前大納言[illegible]

[illegible]又[illegible]を[illegible]の板[illegible]

板をみ[illegible]

小弁

[illegible]わ[illegible]板や板[illegible]恨[illegible]

同九月晦の[illegible]　源[illegible]氏

恨わ我板の[illegible]

[illegible]

[illegible]

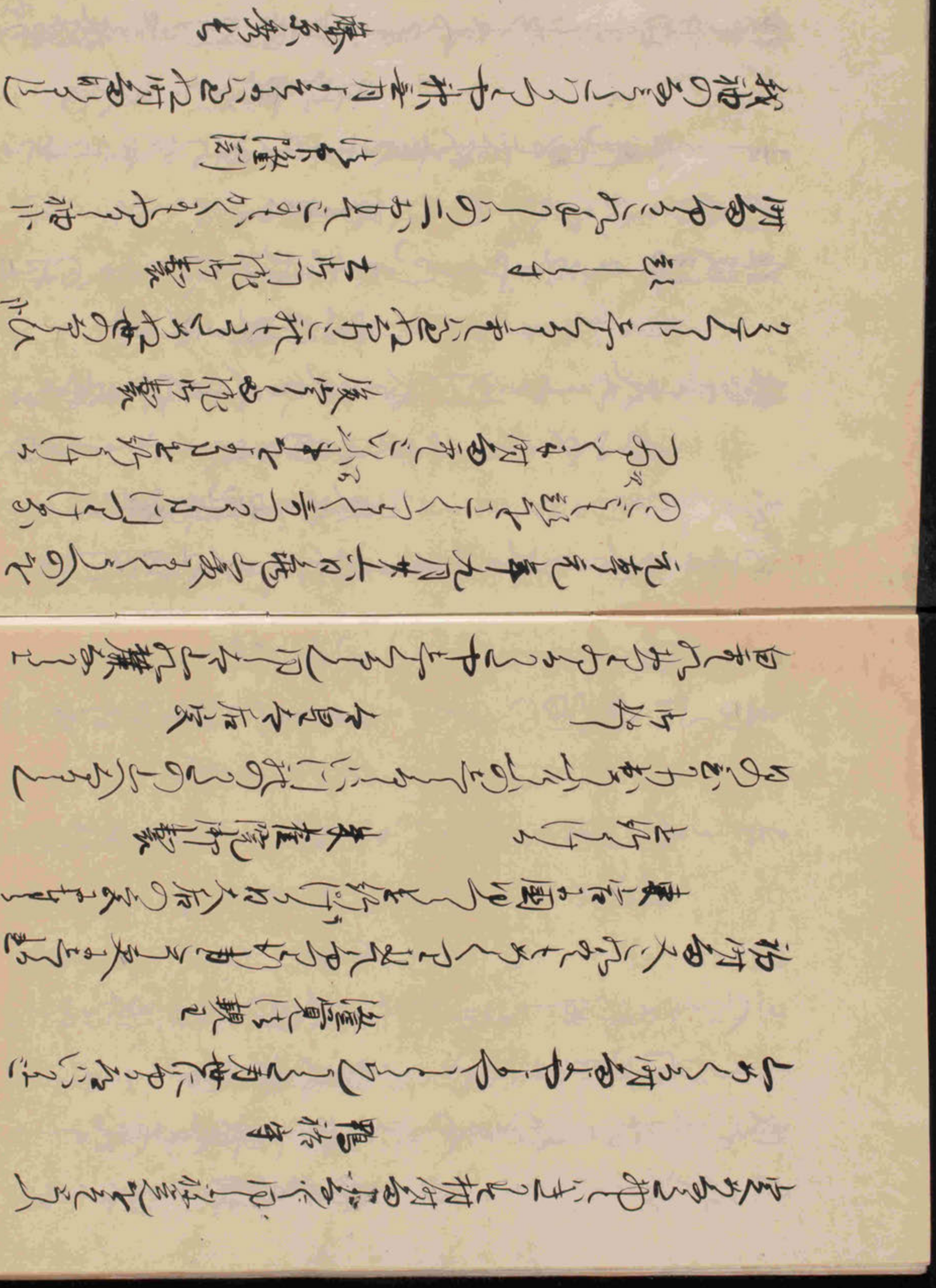

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又洪文朝臣玉津嶋社にて和哥のうらよみを
うらみけるに
よみうるまを見ひらくよりはけり
紀洪文朝臣

霧ひとり和哥の浦ちの濱よりこぎ出るあしたの
舟をよそにみるかな
前僧正道快

こゆりの花をにほはせて濱よりこぎ出るあしたの和哥の浦波
和哥の浦やたかまつさよりみる江にこぎ出るあしたの
新後撰集に入侍る後玉葉集にも載侍る
入道二品親王家同

けふ秋よりみる
僧正道順

ワの浦にあつまりとりて秋濱よりみる道にはかたにはすれ
波ふかけるみしまの島のみをにはよりみる
法下の順

ふかとしたをとろかくく秋くる秋よりみるに
文保百首に三月ちかけるに
二品法親王覚助

よよをへる難波の笹のちかの世をはるく秋をいのる
歌しらず
法皇御製

みちちの島のうらこすのうらこすのうらこすの

武子門親王

ちるもみぢ風ふきしかれば流のしらみなかれとぞ世をふる

善源法師

鳴るいかづちの秋の浪ぬるゝ袖に九月なかばの池の

建武二年内裏ゆきの雪

藤原雅縁朝臣

ちりぬべきかたみにもちる雪のゝ山ぢの雪のあはれなるの

同じ心を

前僧正道昭

ちりぬるをとゞめ思ふ雪のうへに世をふるかなと果ぬ

紅葉ちるくれゝゆくゝ雪のうへに

後二条入道前関白太政大臣

藤原基綱山里に侍りけるを中つかりける

平泰時朝臣

風吹ばみな雪のうへにしく山里の庵のゝ夜いとゆゝしき

紅葉

藤原基綱

思へ中ゝてゝとゝゆる山ぢ風ふる雪ぬる庵ぬ

大原に住侍りく雪ぬゆるゆへ中つかりけ

にゝ三位氏久

手折て人のゝ山の雪みくゝと泊いりて思ひこゝろ中ぬ

歌

千載法師

あまつかぜ雲のかよひぢふきとぢよ
をとめの姿しばしとどめむ

宮内卿の君

うきねする海人の苫屋の夜の雨に
袖をしぼりぬ月の雫に

堀川法師

浦風に袖の苫屋をしのぶれば
ねぬ夢ぢにかよふ雲かな

歌

藤原法師

昔見し月は枕にうつれども
袖にぞ宿る涙の雨

九条中将善成

海人の住む苫屋の月をながめつつ
袖にぞ宿る涙の雨

百首歌中 冬雪

前中納言有光

うづもれぬ雪の下なる白雪の
降ゆくままに袖ぞ重なる

文永三年十一月二日雪いたく降りて侍りし
山階入道前左大臣の家にて

前大納言為氏

けふ

雪ふかき山路の道ぶりしれぬ
袖にぞ重なる

山階入道前左大臣

白雲のかくれにしのぶ人の
宮衣雖さいまをとりとりを行くけり

法皇御製

[illegible]

新千載和歌集巻第十七

雜歌中

建武二年内裏[illegible]人々[illegible]をさぐりそよ

[illegible]

前大納言為世

前参議雅有

もろこすも独ながめて[illegible]月をみるかな

[illegible]

[illegible]月の岩こす月をみるかな

遍照[illegible]月をみるかな

[illegible]

いかるがの人けうきてて月のすみ光る廣澤の池

歌しるす　　按大納言忠房

久方の月のつるをそてこそ天の川舟

更ゆきをいかすみまさる人小川の月いみるへうけな

人ふるこもりのくらけな月いしわるる夜附

面のしはな紙い　　前九無表指惟方

時くもり月も附面とも唐紙をとその人をいや

寄元百そう三ちけうけな月を

後西園寺入道前太政大臣

わ紙を巻とすみこし記るしいくよの巻をいの月

元亨三年八月十五夜月の中そう言葉をも

けうけうそ水月をいつもまをとをとを所名

後宇多院御製

巻の月をもとをくかるをとをはせいしをみる月表

歌しるす　　前右兵衛督為教

みちまるをもるうるを三月中しるのをとをうをと

清水棟國

月氣いるるをいるをいるをい

久堅の月を山のこなたにかくしてはなれる面影もなし

大江茂

月ゆゑに山遠近にてこの庵の庭ちる蓮生と岩

民戸為義大原野まうでて遊覧し侍りし

附歌をさくつるくに言ふよみ侍りける法山月心

ことのをを演ぶける

狩秀房

こゝの秋くれて原山の月影をさゝこそ侍るべ

仁和寺日吉年久しく籠居侍りける都まで門

を侍りける海月をみて

承世親王

山里の海のかたちをさゝこそ都の月まちつゝ侍る

世代のつゝみくの海月のうへをみて侍る

法京宗宗

おもしろう方ゆきの海山のしるべ入元月を行とゝ

元亨三年八月十六夜後宮の海月五十首

言のめされける附離月

二品法親王之助

命にしたがうこゝろよりて月のこゝろ方に分経

建武二年内裏のうの述懐

二品法親王慈道

我人きみうとうとしく世をおもひ給ふ人も思ひ給ふ
ときハ
平宗宣納言

ゑ
くるしわくこそ世ハ移りゆくあはれとも
ハかなく
彈正法師

いにしへの御門の書をうけ給はれ世を治つるハ
前大僧正慈慶

三ツまきくこそいにしへ校の門出くるこそ
入道前太政大臣

爲なくこの世ハ
入道前太政大臣

九代の
白河法皇

九重のみくるゝ所ハ
法皇

述懷の
前大僧正道昭

軒ちかくこの世ハ
入道前関白太政大臣

九代の
前大僧正道昭

百ゑ
前大納言經房

かくつゝ
春日社

春日社
前大納言爲世

後すこ
前大納言爲世

記し申す

一番の人数は世中を問ふて門前家河
元百三十九ヶ所河

一番門大長

新しく開かれ門前家川末四て三人を先に立て
道幅三尺
右大長

道幅三尺の内の道の開の家川
元徳三年四月一日四裏に人々記をさく
つて三の川の内に付て祝の人を
後之内馬尾前開口九大長

あやまり申す代の契約を以て寄人の内
記し申す

前中納言宣明

川の人々元引川流の内に付て我人の分
流をいふ事の及て申す事
前開口九大長

三ヶ河乃内の流さおよすに元波こう市に
百三十九ヶ所

前開口

道幅
開口七段大長

前中納言宣明

あつく社田の上の川の上に

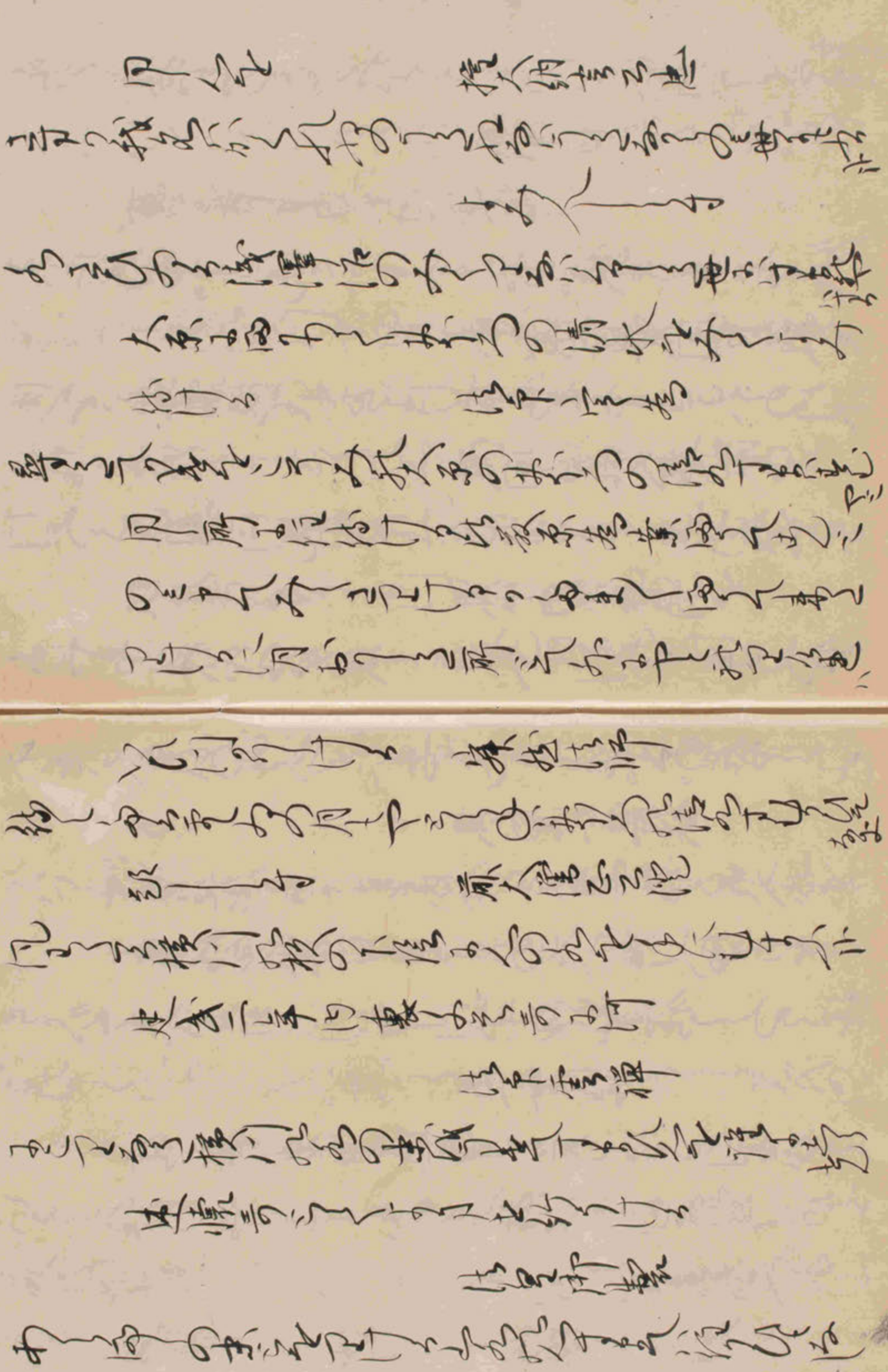

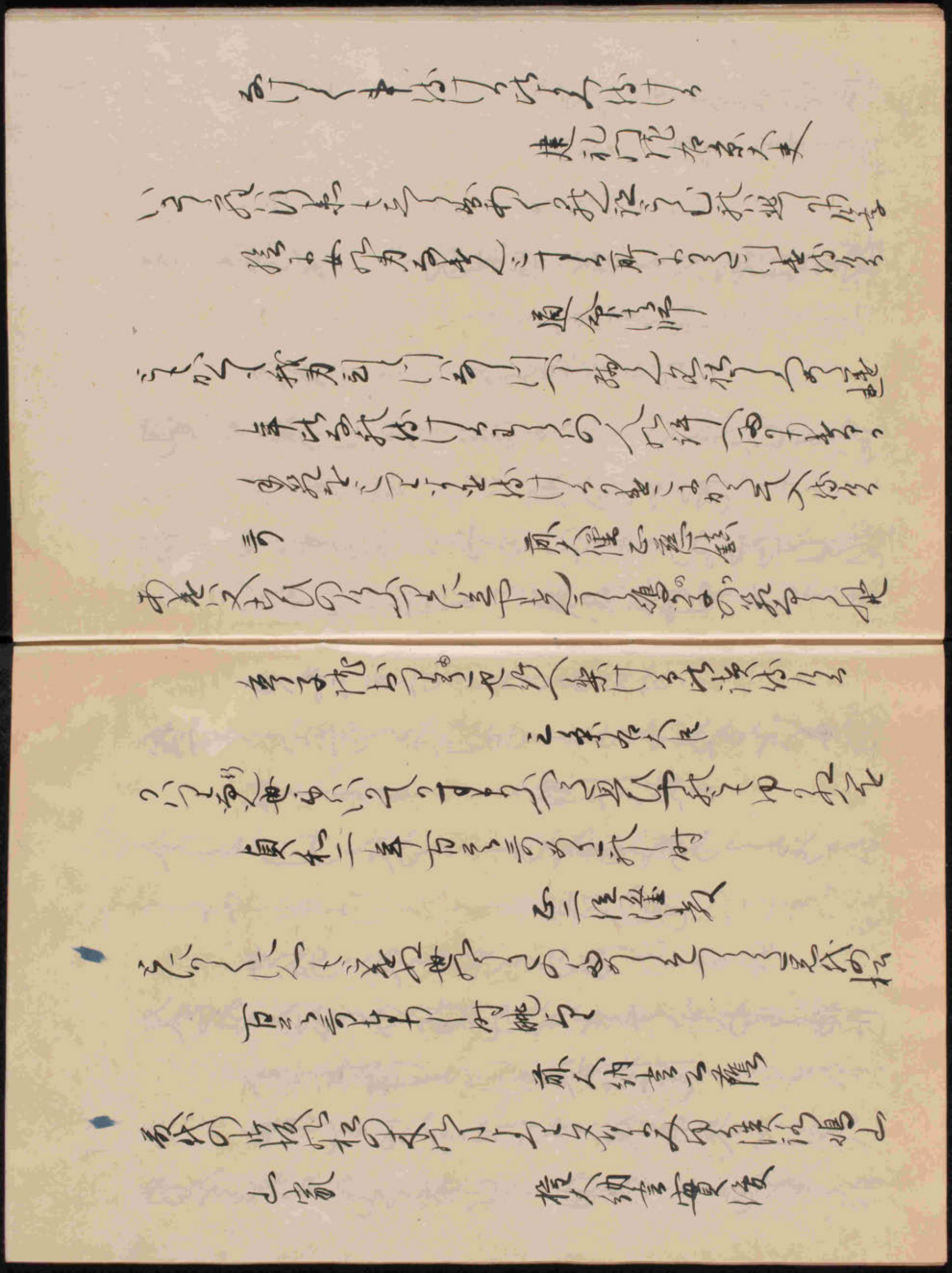

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後京極院

[illegible]

宣政門院

[illegible]

静仁法親王

[illegible]

貞和二年百首歌中に付

入道前太政大臣

述懐の哥[illegible]

源邦朝臣

[illegible]

[illegible]

[illegible]

入道二品親王[illegible]

[illegible]

法印浄弁

[illegible]

文保百首詠

景行のうのはなの中納言

百首詠の時景行

忠房卿

[illegible]

二月十五日親王家歌合

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]やうしう道[illegible]の記[illegible]
百[illegible]付述懐

二位法親王[illegible]亂

[illegible]中我[illegible]の記[illegible]
[illegible]二年[illegible]親寛法師[illegible]
法[illegible]東[illegible]代の記[illegible]
[illegible]

法[illegible]逢後

[illegible]七[illegible]の[illegible]
拾[illegible]遠使[illegible]
付入道[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

按察使實継

七[illegible]の[illegible]親[illegible]
源兼[illegible]の還[illegible]
[illegible]

中京師宗納卡

我[illegible]
[illegible]月の[illegible]
[illegible]

按察使資明

[illegible]の下[illegible]

前人納言為[illegible]

思ひ出るくみを形見者とやわかれの名の草
問ふ事の法たを右之所ゆ事ふ事を知れば
侍けり　大納言納之

思ふ事ふ人の書すて流よわれてうつ中
述懐の言ふ事侍ら　権中納言宗経

法師ゆくへの人の法ふて上今一ふの法行おりふる
大納言のふを中けるふうちふつ侍けり
年のくれ侍侍けり

法師のふつふ中ふて侍ふの法れわ五十の板をふてんふ事
前大納言ふ藤

貞和二年百ふ言ふ中付　前大納言為定

いふふく光の板ふ法ふふ道ふれふふつて
のふみ中ふふふふふ侍けれい抽象後宴遍
詩へ中ふ言ふ侍　権中納言為明

のふふふれ法一板ふ中ふ中ふふ侍ふ
ふれをきふふ中ふ侍ふ　御製

中ふ中ふふ中ふふ中ふ法ふ侍ふ
文保百ふ言ふ中ふ侍ふ

১৮৮৮ সালের ১৮ মার্চ

[illegible]

১৮৮৮ সালের ১৮ মার্চ

[illegible]

১৮৮৮ সালের ১৮ মার্চ

[illegible]

১৮৮৮ সালের ১৮ মার্চ

[illegible]

১৮৮৮ সালের ১৮ মার্চ

[illegible]

述懷　中宮大夫宗一女

捨て世にうるはしかりしつるを　和歌所

川社のやしろに詣でて　大江知行

うしろくらかりしに　前摂津守良宗

そむきそいまそしに　平氏村

わつらへしあまし書うをつかはしける　紀意法師

入道二品親王性助家又中宮三位の局の

世中のうをいとわかれ　前大僧正浄助

俗名法性　法京實性

別をとゝのへ　前大僧都宋親

うき世と中くいり　源直頼

枝のうへの方に中くまうをとゝのへて歌ども

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

こうさみ孔とはけるなり

前右を入将頼納

[illegible]

藤原彩付

和三浦や道を尋てまゐる高橋の右近四郎[illegible]

建武二年内裏しゐ[illegible]

てはけるが難動めしいしば

清き國友

和三浦や行の[illegible]

寛喜元年女御入内屏風の鶴あり[illegible]

長二位家隆

三[illegible]

花園院御製

[illegible]

述懐三[illegible]

法[illegible]

[illegible]

貞和二年百[illegible]

後三条前内大臣

[illegible]

歌

月は秋なのこゑうしみゝなけれとうしろ鳴露は袖をうへ今

藤原基任

思ひやれ秋はあはれ一川のひかけの月の袖の鳴衆もんぞ

元亨三年八月十五夜月文中ニ三の離月

前大納言経継

月みくもるくもみるゆゑ月のこゑを思ひ

歌

ゆもちのわつらひ

前大納言為氏

日吉中禅師社ニ法ニ三の中ニ

うしろ山ふる親のいまゝ地ふみ道をこゝろ

後西園寺入道前太政大臣

こゝ法社ニ

前大僧正道意

うゑ月ふ行ゆくこゝろ

いまこゝ九條ふけ

師ゆんをみとゝ中けるゆ月ゆ

ゆくかの請行りくゝ京ゆ

すくこゝろ

前大納言為家

後西園寺入道前太政大臣

こゝ法社ニ

前大僧正道意

ちゝの社ニ人ゆこゝた

母の言ゆ維摩会講

師ゆ

ゆ月ゆ

ゆ

ゆ

う[illegible]

建保六年四月中京師光納言殿

[illegible]

いて[illegible]文師重納言の詠よみ[illegible]

[illegible]

[illegible]草の[illegible]

前中納言家定卿

中京師重納言

述懐の[illegible]中の[illegible]

信實納言

[illegible]

[illegible]の[illegible]の一首を[illegible]

前参議為[illegible]書[illegible]

[illegible]

[illegible]草[illegible]

[illegible]

[illegible]

歌一首

年へわるたかをの山もくちぬとて
きみをのこしてとまるかなしさ

従六位都宿禰

よみ人しらず

続後拾遺撰集の時分集の時分
くらわの御作しわすれ大納言師賢卿
をくる歌

前大納言為定

今こそはわかれ山の雲のそくるまはいかなる
方にたなびくらむ

後醍醐院御製

ふるくより我世の老こそ有なれ
続古今撰集えらばれけるにこの詞を書わかれ
る後醍醐院へ奉りたまふ歌
とぶける

遠江門院

むかしをもとふるの浦の老みるにわかれ
百とせ過ぬ今日の浦松

徽安門院一条

むかしより浪もの数にけるかな
続後撰集奏院の御事を伝ふる歌
為定卿へ送り給ふ

前大納言

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海すみのこと世の思ひ出

百首の内 述懷

法皇御製

我のみよ和歌の浦風吹しをれ
思ふ人を

大納言藤原実房

つれなくも我の袖にかけしかな和歌の浦風
百首の内 述懷

大納言藤実母

和歌浦やうの人なみよるこの
歌しるし

法皇御製

いたづらに月のみ袖にかけ
和歌所の寄人に仰せられ
法皇御製

惟宗光吉納

枕をはつ月の袖にまくらせて和歌の浦風
述懷の内に法皇

藤原雅経

つの浦のかたしきの袖にあまの
續古今載るに後拾遺に載

法皇御製

和歌のうらやはこの川をうらの

歌

和泉浦ふるゆきの舟の綱はなれ　性遵法師

ひとりゆく波の行方はしらぬ身の　法橋實清

建保四年秀歌撰に秀能又法眼に東き舎

利ゆきの人をうらやくるの美を出服き兼し

ゆけるかぎりもしらぬ　みくつるけり

歌

あをるゆくかぎりもしらぬ　法橋國經

あをるゆくかぎりもしらぬ　後白波の行を見ゆく

　　　

河上の舟生の社人たちの名を書付たる
貞和百三十四年付

九条内大臣直義

うらやましく人のこゝろをうごかす事は付て世をうらやまし
述懐詩の中に　九条中将義詮
うらやましく世の人しの為をうれしく人のこゝろのやすきを
百三十四年付同人
世中の人のこゝろのわるきをつゝむ為にこゝろ
建武二年人々詠をさくつゝみ三月
うゝまにつけて述懐詩をよむと

後醍醐院御製

行けゝ
かゝる人こゝろをゝ民の心おさまるこゝを
百三十四年付同
御製
たゝ民こゝろの思へて世の人つゝ
詠しゝす　伏見院御製
世にすゝむ人のこゝろの
民の心をゝ

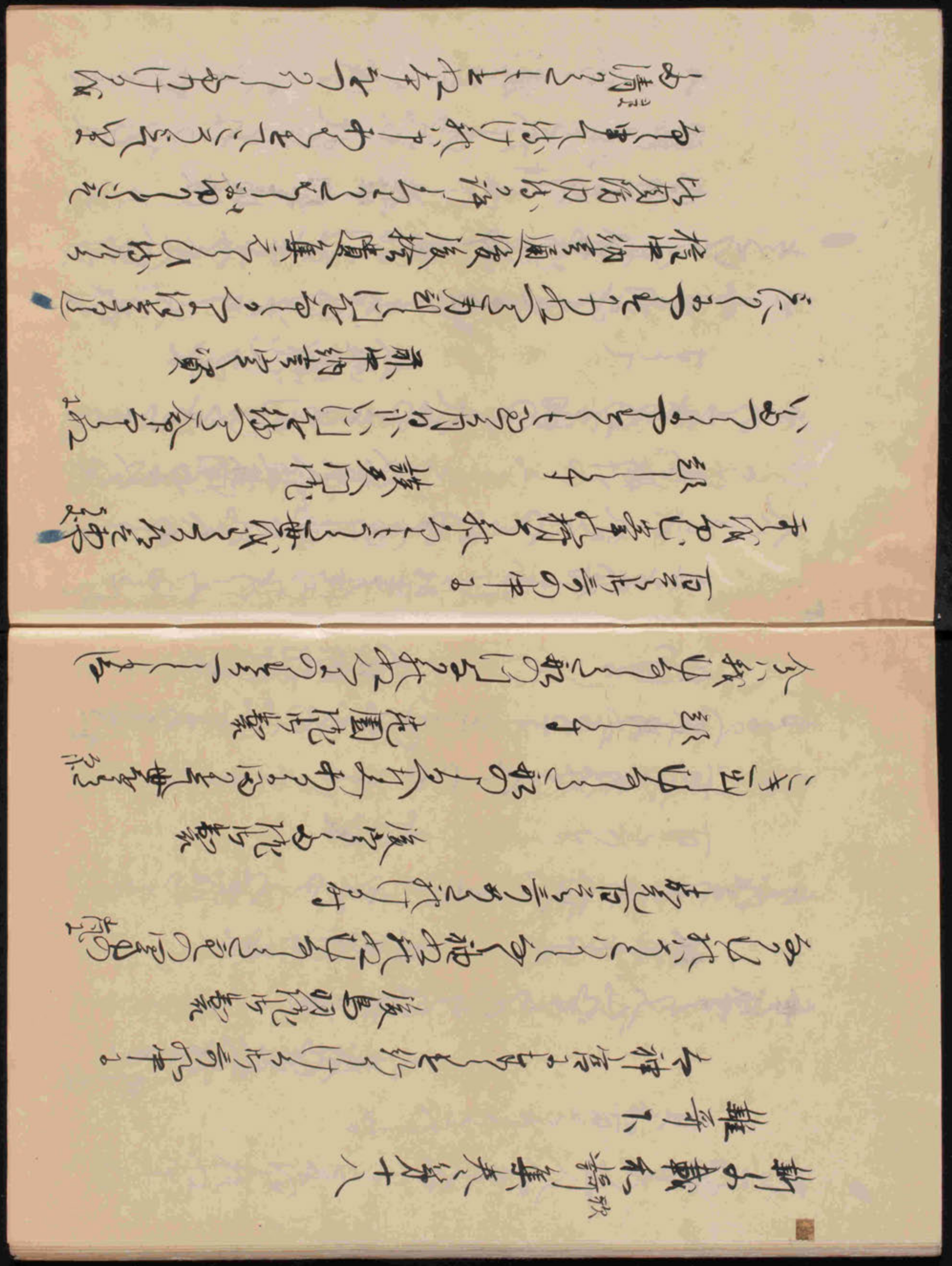

みくまの遠うらくに成ぬるを見わたす者
問けるに入しかのみなの我ものねこいひて
はけるはよ　権中納言通俊
きくひるのうひるの間に吉野川をくみくしの水
岩角をとそるきこしめしけるとしのくれに
すとて　後嵯峨院御製
雲のうへにちかき月の光をたよりにて
はるの山　後一条入道前関白家人民
人はらこそ我ものなれわが神のよるいわくを
たをたれ待るはけふは常陸のうみはるを
年ゆくましりをみくまのみはけふ
入納言朝之
建武二年のみそ言のよりと行けふ
九重やちかき国もの宮ゐのうきけ長い玉の
後深草院の御位のうち黒木の色へはひ
てはけふたりみのをのうをとりおして宮
廻の春へこひるつのうりはけるこ花さき
あるよ中はけふ拾ることもとく成ぬひ

くもりなくすみわたりける　　少将内侍

ながめつるかたぶくかげのあとまでもこよひのつきのすみのぼりけり

こよひはけにくもりなくてつきをみるに

うらやましかりけるものかな　　弁内侍

代々の御宴の内のようすをかたりつたへ聞くにつけて

思ひやりの月のあはれとけふ見るにまさるものはなし

　　後京極摂政

月のすむ雲のうへにもまさるかな秋の月出づるあけぼの

大納言の公を　　源之行

内の御宴に参りたりけるに人々まかりて

月の鏡にかすみ雲をいとはるるかな　　後京極摂政

　　宗秀

花ゆゑに紅葉に染まくまもしらぬ人の心のあはれなる世中

　　信快法師

後の世をいとはるるかの花の色にあくまでもとはる

　　藤原定家朝臣

いくたびか思ひ立ちてもとはるるかな　　宣光門院

今更ようもとはるるかな世のしらぬ道をたどる

教のこゝろを洞のこゝろにやどすの心にかくなん
明石なのもとにみのをすてゝはけれかたぶくこゝろ
ゝらく思ひつゝをはけり

安房国所

大僧正行尊

木のもとにけむの住家に宿りていきてはすもと思ひみを
世をのがれくゝ後那ちる宿くゝはけりそ
のゝこゝろみなのゝこゝろこゝはけりゝを思ひて
滝のもとにみのゝこゝはけりを

法眼慶融

こゝをへゝ滝の白糸いとる糸思ふすちるく袖ねゝ
山家にて後ゝ

法印能信

山里をこゝをしこゝろの思ふこゝ糸こう思ふ深の袖
建武の時思ひの外にみちとてけゝへゝ
はけりの袖をくゝへつゝのくつてはけりゝ都ゝ
袖ゝ思くゝはけゝ女のこゝ思ひはけりよりを
思てこゝみくつゝけり

九条兼実

袖の文のこゝろこゝはけゝ袖女こゝへつゝて行て居けり

歌しゝ

後京家行

うしきこゝろも世にすみ染の衣川のなるこゑ我身ハ

よみ人しらず

のゝ秋くれゆくこゝろ世に風をいとふ山ゝ月ハ

光法師

雲ぬ[illegible]ハ引入れつゝ秋ハ[illegible]

源信武

[illegible]

[illegible]

[illegible]

建武三年八月廿八日大炎上西[illegible]

院[illegible]

[illegible]

[illegible]

四人を

為尼法性製

為ちゝ人とをとゝ和歌葉のゝ物書きてゝ書の杉尼

貞和百ゝめゝ元年四月

中宮大夫ゝ宗母

哀とも我皆ゝ仏なれ　みゝ我とゝ思ゝ宿の杉ゝ

歌ゝゝ

藤門院

山里の杉ゝゝゝ権業のゝゝゝ世ゝゝゝゝゝゝゝ

前大僧正道意

神呪ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

けゝゝけゝ

ゝゝゝゝゝゝ枯ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

前大僧正道意

杉ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

歌ゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

古ゝの杉ゝの小杉ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

陸奥守国文

いゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

世ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

雅成親王

世ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

のうちとやとうこうこう世をいうてうこうこうけう月の階下

歌

法眼宗忠

思ひきやうら世のしをいきて行者の義をうけうこうこう

世中こたへうけうとうとうと

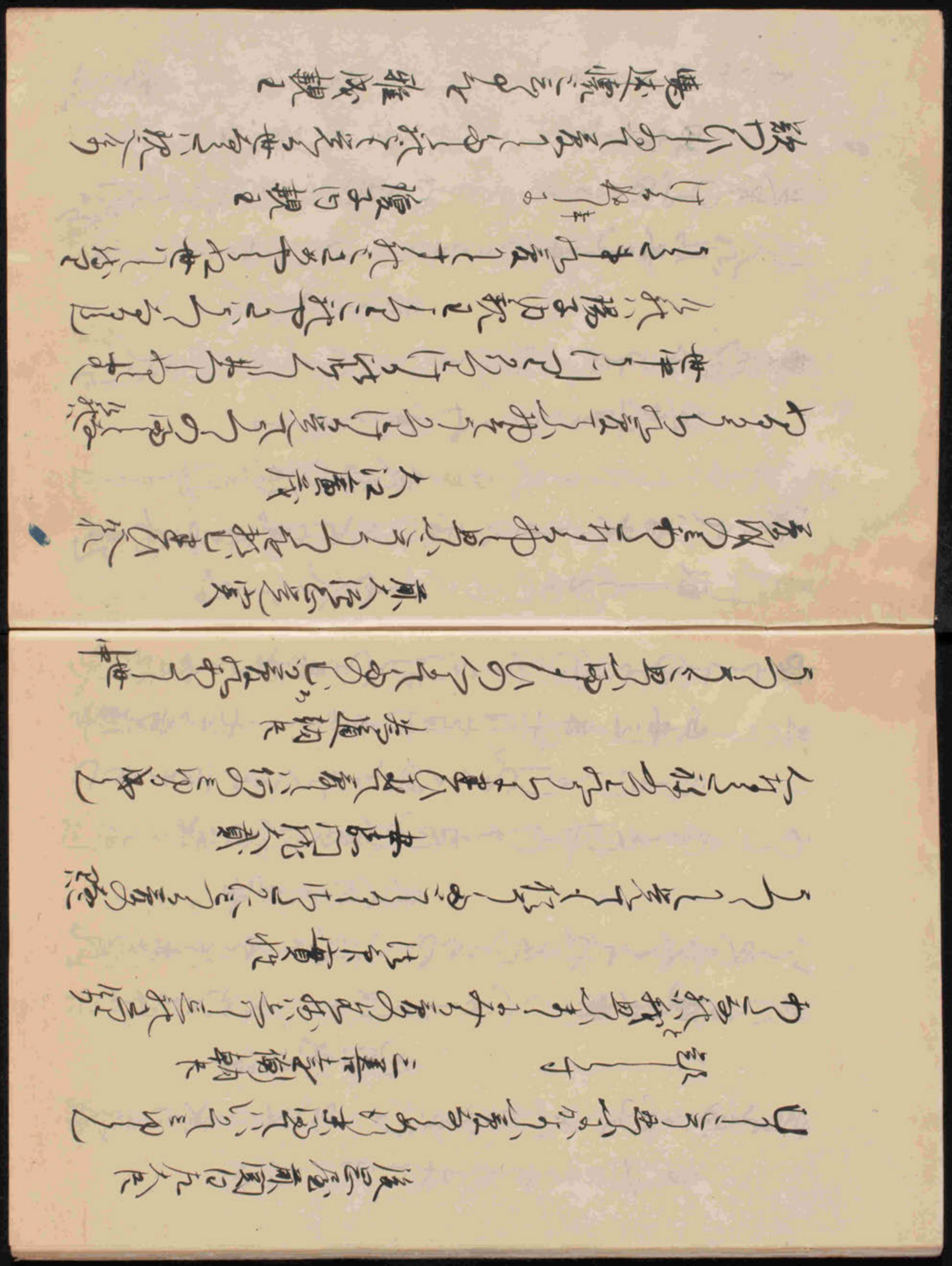

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

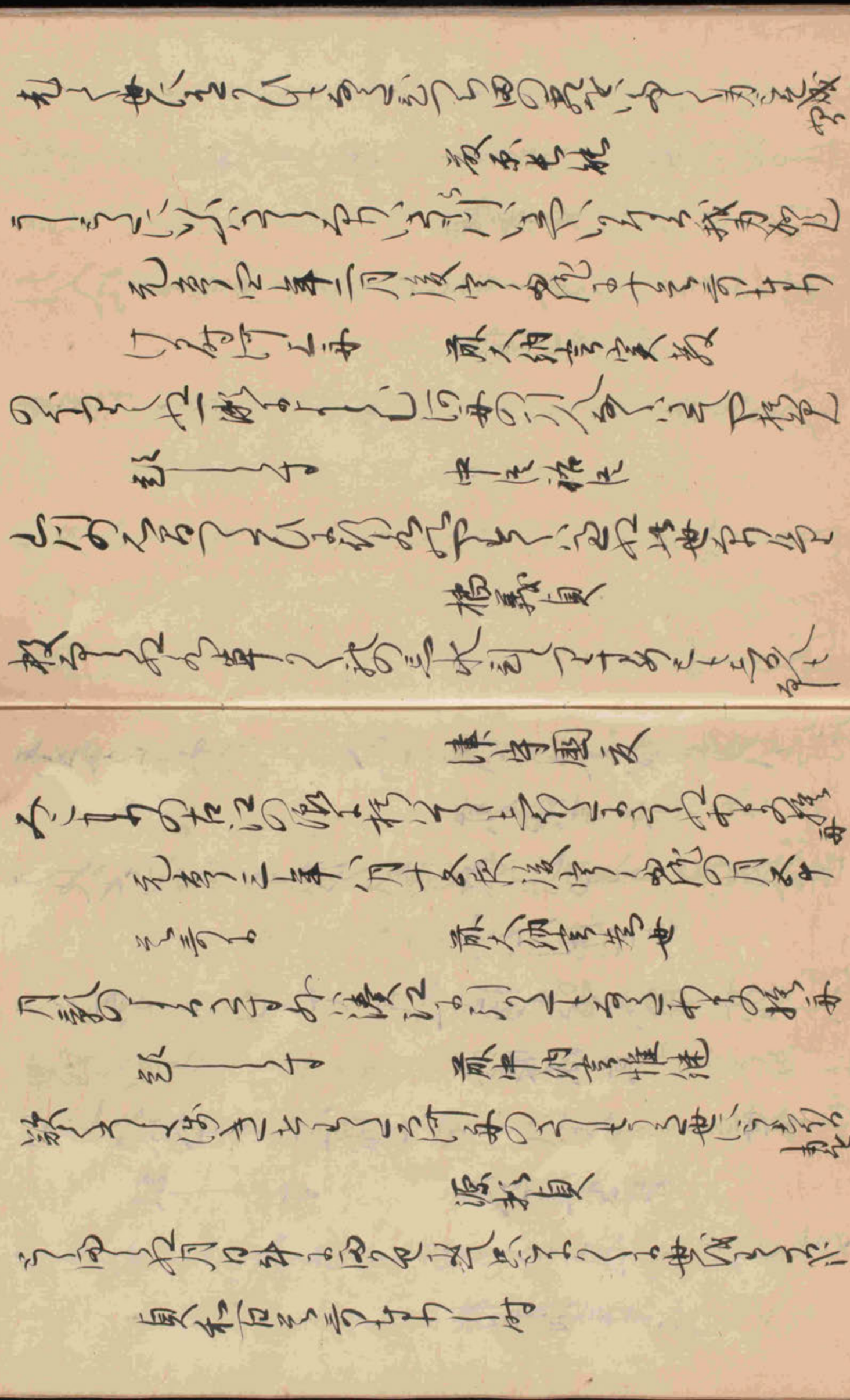

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

百首の内 附山家

道法親王

いつかとは山路の秋をすむしかひわかぬ雲をたよみ人しらず

歌しらず

人わすれ捨てのこしたる世の中をいつの年浦世の秋けるかは思ひつきをはけるいの中浦世の秋の枝のわれ者ちにはかれ行くこの

弾正尹邦省親王家百首の中に述懐

法印宴性

今さらに世をいとはしかかる世の中の人の

歌しらず

栄賢法師

捨てこそ月山路に入る身なれつかる世をもかりそ久しくをしけれ秋さりけるこの夕ぐれ

よみ人しらず

かく秋家をいとはしかる人こそわれのおもう位なれ世のの秋てのはよみはける

賀茂春久

世をいとはしかのおくをたづねうるまとけるを宿とする

兼好法師

すまんは又うの秋世をもかりそはるまの山里は

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いとうとおもひまゐらせて　寛胤法親王

文保百首の中に

年月のいかなるべきにかはあらむ　前中納言雅孝

あやまちをもつくりかねてもの思ふ　権中納言為相

建武二年内裏にまゐる途懐

年ふるに成る後ぞ知る　前大僧正桓守

歌一首

まゐりたりしもの思ひ出のよろこびを

きさらぎ　前大僧正實承

後の世にもつくりかねてもの思ふ　前大僧正弘朝

経平

聖武天皇三番目の行幸に人麻呂の

ながめ　人麻呂

みつのまつ　後の世とつたへ
あまをとめ　よそをみてつ
ちとつのみ　山をつあつ
しるべかな　秋はつ
梅のよも　ものあるこ

久安百首三月十日

大阪御門右大臣

山のをも　花はけるへね
いつしかも　花の春とて
おもひ出く　ふるのをも

うち出くも　ひるるつ
ものあく　風のきこを
ひいいく　やそやこるハ
ることに出る　あまの
えに引　ものこ

春日社百首の中

参議雅經

あすのとも　あすをあ
てるか世る　春をあ

しの家の　みるつの
の川の光こも　ものの
色をおく　思ハ
ものの世に　ものこ
くもの　ものの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

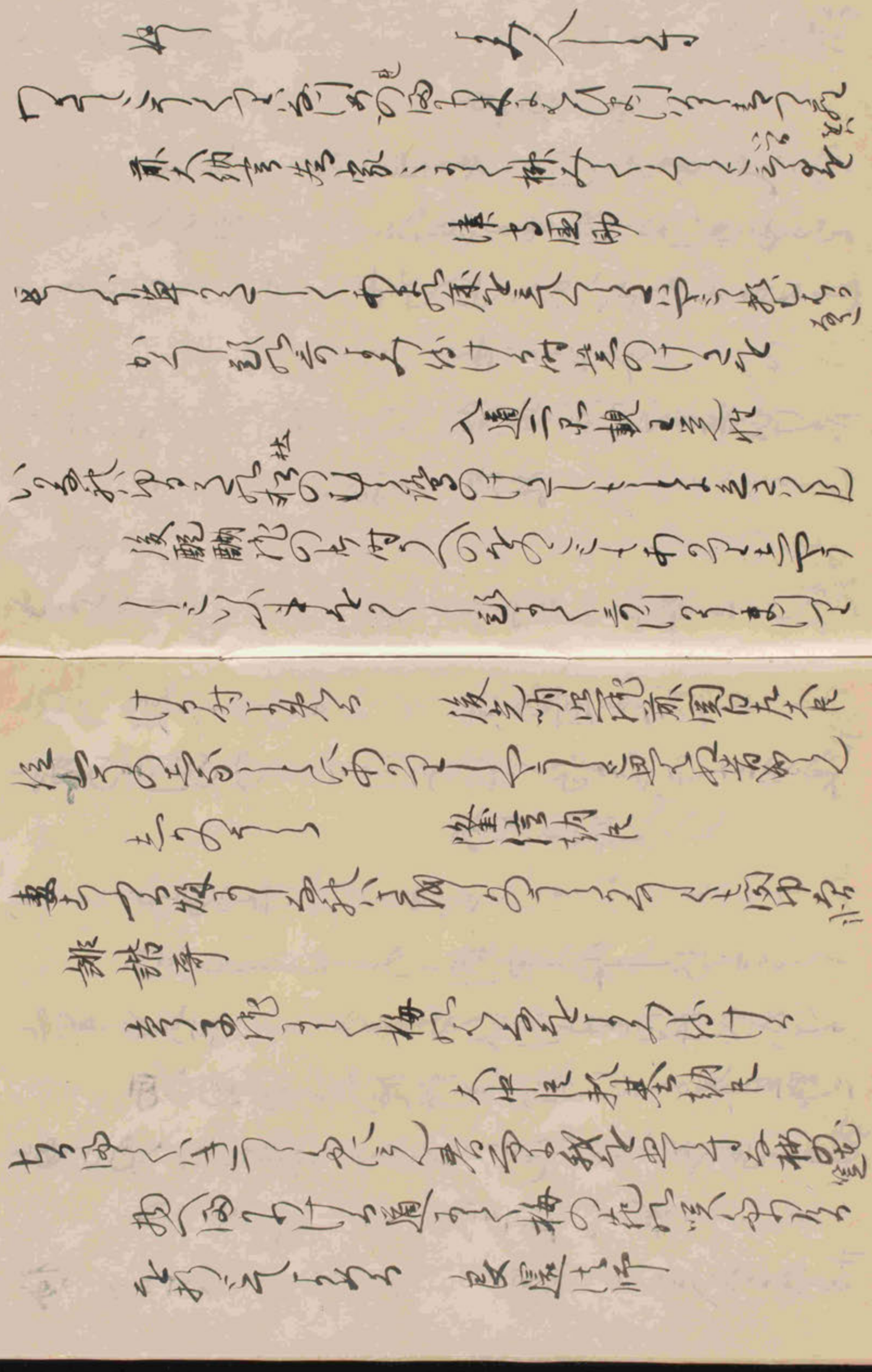

[illegible]

[illegible]

[illegible]

門前にかくしてあつけれいなる

頼基卿

紅葉の枝ゆゑれるこの山にいたくれゆるしとわれ

ゆうとるくてゆるやうけるゆるけるゆるけるゆる

[illegible]の親を捨てこいてよへのるなのミ思ふ我を

[illegible]　　康資王母

人のよに親を思ふ心我あとの思ひいと思ひたつ

[illegible]　　賀茂重久

やりたつ弓を磨ぎ国の国へ入り国ゝ[illegible]ひの国へ入り国ゝ[illegible]

[illegible]　　忠岑

[illegible]命ひとそ我はゆく鶴のこゝろ

[illegible]　　よせいうの[illegible]

新古今和歌集巻第十九

哀傷部

[illegible]　　藤中納言家

[illegible]川[illegible]法の法の[illegible]世[illegible]

自[illegible]所著[illegible]

大江匡

我[illegible]

朱雀院[illegible]

[illegible]　　中納言納言忠

[illegible]

右近大将道綱母

清見潟波の花をしるしにて
なれこしかたの海ぞこひしき

右近大将道綱母

みるめ人ありしの浦の浦風
なれこしかたの海ぞこひしき

後徳大寺左大臣家方母

いとせめてこひしきときは
ぬばたまの夢路にまでは
なれ

清輔朝臣

後徳大寺左大臣

同じ心なる神ぞ中河の水の上をはらくとなれ

元俊朝臣

みるめ人の跡よりかりの
東よりとけりの付不破関ぞ恵鎌上人

入滅のまを関ぞ思ひつるを

惟賢上人

ひとりゆく行くあるとて
鹿の方向のつけ一廻る法をうるあり
人々言ふ

恵鎮上人

かたりつたへもつて孫の道をしたふ人々我れも此道を乾
民部卿為義一周忌に人々すすめて一品経
供養しおけりしかれども懐旧の心をよせ
ける

信中納言為明

今はていとまをこそ言へ家の風ときかれし椎柴の袖
東三条院かくれ給ひけるを素服をきわ
しられて

武門久明親王

椎柴まとわれば欲く泪の色を染めし
おやの思ひをはけ身人る中をとくとくと

藤原仲文

きこえつたへし宮人あれば為義卿の妻子気こそ人の
東三条院つくれ給ひけるを又のちの春ま
でもしらぬ人の為

建礼門

行くえ知らぬ雲をわけ嘉の衣をぬぎ捨て世を
女御殿に参らせ給ひしの時

小野宮右大臣

みちびきの法師わかれ橋花をよりあひ給ひ
仏母元年三月為京京紀ときちひて
良者こいまきてあれ祖父蓮生法師

四位の先帝ちかひをみくしあけたまふ

前大納言為氏

寄きて昔なつかしい山里の むもの上川くと洞ろ色を

白川の院の御所る者ども秋さとなりくれい

みよ長くなりにけるとて その日人々のちり

けるなかの中る落くるとてよけるる

大僧正行尊

思ひきや昔の友人をめしてたちまちまちまちあはい

為道納言力同ちくとてのり結縁經作表

けるを寄蒲懐紙こりしてを

三月ばかりなりて後の秋のあやめ草ふかきを見て

枝結縁經の川めぐる同ちくよみく遣て

けるる

後中院前内大臣

昔思ふなるこを神ちるを人へくるのあやめ根うつる

先帝院前内大臣宰相中将よりけるに母の

服なくこしちりのふけるる南殿の橘の盛

ちりけるをあくにけるとして

後源草院内侍

わくらゝ神ちるを三つ先ちゝ花の所自ら

はるひるの庭にうえたるみの枝まで
ちりけるを　花山院前内大臣

いかなる別の白ひと思ひ出さく神の白雲下風つ吉
人の思ひをかけるは宮中九りよあるうとくるる
三条入道前右政大臣の許よりとはれける梅
の枝に訓誦文のかくはるるの白ひと
のこすむ白くはるるあるのうへをるれし
ものとはけるはとて
　　梶中納言為雄

今ゝ名のみうつり形のみ見むとうきをうつる神よこの白
　　病おもりけるはるに為雄
　　歌しるす

年しるる岡しるのの月こそうつるうつよ人見
　　ほうこ法為信

たくにきてこそうつるうつるこそのの山ゆゝ見のうるる紅
世ゆゝ見るる歌るの枝に居るうつるけるをみれい
ちひよるうるる紙をたひけるうつるうて
みれいるくちりあるるうるるうるるこの山
見るうつるけるるるれいしるうるへこしけるる
ちりしるうつる見るうるるいみるうるる見

しるしをけること

法下寳性房のもとにまかりて侍る

よみ人しらず

いつくにか今はやどりをかりがねの
又ねぐらもとめてのがれぬ

九条右大臣に一位をとりあげられ
し宣命を記をしをみくよめる

九条中将義詮

へりくだりて道しるべをけれども
うへのたいこをたてまつりて
けり

九条右大臣

ひつぎを清水の寺に送りたてまつりて
如覺法師身のわかれ

女御徽子女

うつせみの世をうしとしるひとの
法二位家隆すすめけるに

人をまつ

前大納言為家

宮ばらへ入りたまひて
いくとせかあとをとどめぬ
何ゆゑかこゝろ
こゝろをかけ侍る

白雪の野への白雪
をくれぬ歌けるは世中を
いにしへ
ながらへてあ
中る

世中をいとはしとてあまの子の海人の苫屋の上の雨

七十のときひまとしわまつと法にて建ちの法師

兼康朝臣をとくれて後よみ侍けり

源有長朝臣

おもひつる事なれども涙をとゝめかねつゝ

恒徳の男ひまを侍ける法師に舟信濃へ

まつりけり

選ばれ歌

あるかなきかの思ひやるまをあを

女の男ひまを侍けるに舟人の舟にのりて

遠未開白九大臣

もゝとせにかゝる波の上をこゆ

文永九年の考後嵯峨院の御前僧正

侍けるに前元三年の波又亀山院くれぬを

祈りけるよみ侍ける

前大僧正禅助

思ひいでやみしのさうの考新しき波の花の色もあ

月前懐旧

思ひ出る昔の波のゆくすえにたゝ新しき秋の月かな　源行行

建治三年八月十五夜上人の庵草の庵宴せ

月ノ名

ものくさのつとめ　前大納言為氏

ふるさとの月を　昔のつとめ　思へ八月の　秋わすれ

讃天門院　後嵯峨院

服部とけるを　月しわすれ　ゆけるを　年

の　院号を　おひけるを　思ひ出　ゆ

よみ　ゆける　後醍醐院　女房

思ひ　やる　みよの　月　同　くも　ゆ

一条院　行　後の　考人　仏

奉　月　うすみの　つる　事

思　出　法　道　前　法　人

元亨　宮　月　ものくさ　前大納言為氏

いつ　年　今　秋　月　ゆ　思ひ　や　ゆ

二条院　行　後　月　同　ゆ

を　ゆく　後嵯峨院

秋　月　同　法　後成

七月十六日　秋　月　月

三夕　西行法師

いつて　我　今　月　ゆ　人　月　人　を　思　元

元亨　年　八月十六夜の月　ものくさ

面影ばかりに朝ぼらけ服行脚許しを民部
為義のもとにまかりて侍けるに
洞の月とうとくすみたるこころを
三十ばかりなる侍に　前大納言為世
秋きすゝ面影みえくもりなく月と思ひの残やとゞめ
後宮の花ゝ散ぬる行くゝの八月十六夜
月くまなくばかりなる掌相典侍
わかき身月とゝもに版をすみたるこゝろ
片歌　万版門院

光ゆゑ世にしらぬ版の月洞うへにやゆくゝまもなし
月は前大納言為世　つゝみ侍
掌相典侍
思へゝてゝゝゝ

思ひつれなくて侍りしこの世のさまの版の表を
徳治二年の版遊義門院の歌まきれてつゝ
まて西郊の山洞にて西のそいてけり村雨
野ゝすゝきもの哀を冥くゝみはけり

前大僧正忠源

到しみ一なるこゝろをつゝひきそ世のさまと仏中を明義
おもの思ひ法はけり法華経をまゝ
十六ゝ言ゝ

源兼氏朝臣

草ゝを若ゝとまゝとまゝ我ゝへ行や春こゝろ

延慶三年八月廿日前中納言宗家卿
廿又三昧をこゝろひはけりこゝ

法印宗為

古ゝ乃草ゝ信ゝまゝてゝしゝ成ゝへゝ言ゝ
孔雀経女御の歌ゝ社はけり版乃ゝ
きゝを行ゝ

先山院内裏

ゝへゝ世の人ゝゝを思へゝ乃ゝ
嘉元二年三月後白川院の五十ヶ賀ゝ
版建寺門院ゝ社ゝ

上西門院無名

神ゆゑ者ども庭にてみなくわ小淵とて[illegible]数ども文くれ
鳥羽院くれたまふ也行くの後人々言葉なし
けるに　西行法師
をくらとて[illegible]ゆゑの人の類房を神ゆゑ[illegible]小淵人々
後一位殿より方向ゆゑけるかをくつるゆゑ
言ゆゑなくおもひいりをなけく
前大僧正覚忠
ゆゑ人のうゆゑ[illegible]下ゆゑ秋[illegible]房けく
一条院くれたまふ行けるを蔭とい所よ
おさめけるゆゑ[illegible]ゆゑ[illegible]

ゆゑよ[illegible]
堀川右大臣
けくゆゑ[illegible]
二月十五夜母ゆゑ[illegible]
よみ人しらず
今ハ向こ和ゆゑ[illegible]ゆゑ[illegible]の嶋ゆゑ
道来開白くれけるかをくつるの[illegible]
嶋人ゆゑ[illegible]けれよみくつ[illegible]
後京極院
思ふこと又ゆゑ中ゆゑ[illegible]ゆゑ[illegible]の嶋ゆゑ
人をくれくくゆゑの年よみなけく

孔みこそあるべきものなれ

高階宗成朝臣

先師見証上人方へ向かひけるに

良空上人

あるべくもあらしいさうぐ知るべき別長は我なるべ

藤原門院くれぬと行ひて既に世界

のうれけるをうらみ給へ前中納言宗家

許の中道つけ

むかしもうこと世のうつる墨染の袖や用ゐたるべ

入道内大臣のもとにけて恨みうらみ内

えけるに陽禄門院かくれ給ひけれ侍ぬ

一つとなれば思ひやるべきにけり

入道親王見参

うれしさをうつむこと内袖のとるべき用ゐずとぞ

入道前内大臣

うれしさに袖も用ゐずく歌うこそ見るべきわが

致運信都方へ向かひけるに

法皇業運

先ぬしよりの人の今なるべきにてなるべやはべるべきと地蔵

大炊御門前内大臣方へまゐりけるに

大坂北門前町人民母
指入納言行成の母すみとこの別荘に居住
しかるに行成廉貧と母の許より人ちら行
の風ありつゝ楽長りうと家を神のうへとこ
中をくつゝくはけるゆゑ

指入納言屯家

信則しかるに人と家庶うゝく神に居ちかい家
時の位をはけるゆゑ
りうして家

大納言指入

ゆゑ指ちうの本楽ちし神の所面今ちかうて
又の思ひうゝくはけるゆゑ
ばみく

真昭法師

ゆゑ指ちうの本楽ちし神の所面今ちかうて
又の思ひうゝくはけるゆゑ
ばみく

前右兵衛督指為成

ゆゑ指ちうの本楽ちし神の所面今ちかうて
又の思ひうゝくはけるゆゑ
ばみく

法皇御製

のどかなる

思ひやれ花さく春のあけぼのに
苔の衣を
入道親王覚誉

川ぞいの池の面のまつのまに
思ひくまなくあけぬる春の月
七夕九月九日の月
しかけるを
こゝろをへくゝ誦経をしてけるを
無常院入道内大臣
贈皇后宮の後の月をみてよめる
法皇御製

よもすがらかけてけるを
後朱雀院御製

孤しるくこゝろのあれば
昔の人の
思ひかけぬ
月をみるかな
三月後法成寺入道前摂政
てかけれいをみくつりける
右近大将道綱母

深草山野への柴ごとの
絶しなん
人江都重

なつ人はのこりの月の
三月の人をとゝ

紀淑人納に

[illegible]

[illegible]

後深草院[illegible]

[illegible]

伏見院御製

[illegible]

遍昭僧正の[illegible]

[illegible]

天暦御製

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

源頼朝女

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西施門院[illegible]

[illegible]

後一条院入道前内大臣[illegible]

[illegible]

[illegible]

法仁親王[illegible]

法橋行紀

[illegible]

三条院入道前内大臣[illegible]

[illegible]

雙林上人

[illegible]

法師[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

めくらの女房こうい[illegible]
法眼行海
[illegible]
前大納言為氏

[illegible]
法眼行海

[illegible]
前中納言[illegible]家十三年の法事を一品経
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

入道二位親忠法師

我身世をのがれし後の形みとゝ思ひ[illegible]書や遺
[illegible]ひてゝ[illegible]ひうりてあい
[illegible]ける所よりとき[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法華寺尼

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かくつゝ世のゝしるひとをうゝ事かなを陸奥

大納言殿実母

うゝかけゝ世のゝしるひとこゝとをもて

うをうゝ事に入るとつめて

新千載和歌集夫〻第二十

慶賀哥

天禄四年正月廿一日内裏に一品宮の渡

給ふ御こゝろを行けゝ内侍のすけ

方の人〻ナつ〻ゝ物を持ゝ行けゝる

ゝ人〻ゝ

鶴の巣ゝ松の澤のゝ千代ゝ世ゝ数ゝ

ゝ

貫ゝ

み年ゝ我きゝゝ

正治二年百ゝ三ゝ

遊田のいけわたりの所のたつ原の山もみの鶴の万代のあと

小野皇太后宮大夫俊成

うへてけりけるし　枇杷皇太后宮大夫

ふる雪の白妙衣ふりはてゝ　はつ大納言長家

山ぢのうふやのちこのきわ下もとして

すゝちの鶴の毛衣ぬるゝ袖を問そうれよ

堀川院御百首　仁位

しめて長人ふるかくしゝるひけるは

ひさしくつゝしてすして　周防内侍

ゆ年ゆゝしかりしかきりの露のすゝちのゆゝ毛衣ぬれ

ゆ　俊頼大夫郎李

ゆ世ゆゝ雲ゆゝとうしてすゝちの露も衣うゝそうれよ

建武二年内裏ゆゝ人ゝ彩をさゝつゝく

しゆゝ三ゆゝけゝまゝけゝけゝ露を

道徳法親王

ちゝの代のゆゝしゆゝ枝ゝゝ　前大納言為氏

寄法百年ゝゝ

[illegible]
平重付納候ゟ[illegible]
[illegible]
[illegible]
前大隅守隆弁

[illegible]
[illegible]
平重付納候

[illegible]
建武二年正月十三日内裏ゟ[illegible]有使者
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

法名を宗仏と号し、みやこ世を捨て
同聞院に対し、正月七日よりかくれけり
東三条入道前摂政兼実
我なほ世にあらばのこすべくいとの世の秋のなごりをば
普光園入道前関白内大臣家すべき宮ばら
祝ごとにつらきをとしのみかけ
源兼氏納言
よしやこのとまるべきかはあるかぎりあはれをかけ
あるべきかはとしつもりたるとしのあはれ
あるべきかはとしつもりたるとしのあはれ
あるべきかはとしつもりたるとしのあはれ

しるを降とそれくるに

　　　

正嘉二年内裏ふるく當色方者なしいつる
まを
前大納言為兼
當代のくれなゐ中先の代ふるかはの川の色をうつす
元仏三年三后宮入屏風の花の末ふる雪
所
後宇多院宴相典侍
さのつら片代の雪ふる中當の花ふるくれなゐのけうしん
建治元年院戸成茂七十賀ふる雪屏風
てうしてつりけうふる栗津野の雪ふる光
川心所
前大納言為家
いさらふい家のはれく降雪のわかの川のふる野ふる雪

寄日祝こいつる事を
後光院入道前関白家大臣
寛元三年二月十六日内裏ふるく梅花感久
こいふ事を詠ふるけうる
人王光院入道前右大臣
梅ふしの花ふくしふる旬ひふるもの者ふ風ふの色よ
正中二百ふ三十五ふけうる
後光明峯院前関白九大臣
ふこう先ふしけれ花ふ毋ふあへふ我身ふ花ふふれも

後照念院関白家人

もとの二年四月中宮の[院]言人なる

よみ人しらず

ほとゝぎすなかなくさつきあやめ草
あらぬ人にもしらるゝかな

後醍醐院位におはしましける時大内の橘の枝
にかゝりける花の咲
て侍けれはよめる

よしの宮の御代

ときしなはいつ代なりけん
ちはやふる神のみよとは
しらすやあらん

正安二年三月ゝ後の朝覲行幸の時花
を詠ぜられけるに

為道卿

添秀文こゝにまゐりあつまりて古のあとを尋ぬる
花はなほ昔にかはらぬ春なれど
ふりにしものは人の心か

前参議為實

ふるさとの花のあるじは人なれど
春をしらぬ顔にぞ
にほひける

謙徳公

春のよとなりぬれはかはらぬ
けしきにて
ちるはなのみぞ
ふりまさりける

正安八年三月廿一日貞和の九十賀行幸の時

前大納言為兼

九十のちはるの春にあひぬれば
ちるはなのみぞ
ふりまさりける

遠江門院后うちの内遠樹ゆかしくおもひ
と行けり　後醍醐院御製
四つ社にうゑけるを見てをうゑしうゑ
ゆかず　遠江門院
今はけふ人見しけて見つ代の花とひわらをうゑ
又月吉枇杷皇后宮の菖蒲の根をたま
と行けり　上東門院
庭の中に見けとてとれわやめ草みさ成松の根を
法成寺入道前摂政太政大臣の許より菖蒲
をくつりけり　枇杷皇后宮

ちゝ世のことに見をいわやめ草内の花の
ゆかず　法成寺入道前摂政太政大臣
おつとうくに見けるあやめの根をみてうゑしかを
宗通卿はおりし内中早苗こと
まを詩にうゑけるを見て
法性寺入道前関白太政大臣
早苗こうゑしと西の方に手に世のうゑつるとうゑ
正安三年七月内裏の七夕七そのうた
万葉門院
行末いかに成べきかと天川の世のうゑ先の版をあひけり

歌一首

天の川ふる雨の月に舟こぎ出る彦星をみてとなりの人

寛治八年八月十六夜歌合 堀河上皇

いつもみる月をいくへつもりてかすみし池のうき舟の月

冨家入道前関白太政大臣

仏安元年八月十六夜内裏歌合 月の前の恋

ちぎりおけるうき舟の月

前大納言為兼

わくらはの人のとをの海路の月ふる雨の上人

前伊勢入道重基方より大臣の拝領申けるつゝみ紙に

わくらはの人の言のはけるみ紙こいつる半

枝大納言 直母

ちぎりおけるいく夜とをの岩の月も昔ながらのすこそうら

文治六年女御入内月次の屏風 田中朝人

宮内卿 家房

海辺月 山田のかりこそ世の中の秋

建保二年八月十六日内裏歌合 三位

海辺

山水の元とわかれの氏をきこそめ白雲の花

女院より三重をもつて献ける 昭訓門院新大納言

いくの世を始めうつしたまひしたるを
元久三年三后月次屏風の詞有りし
弾正尹親有朝臣
四つ国我ら代のみけうこそ
入道親王覚誉入宮のうら部をさうして言
ふみはけうけ付けるを
二品親王定助
白川のうてゐ流を尋ぬ
建仁三年和歌所うたあはせ鳥羽
殿屏風
前中納言定家
花山の谷を白川の雪の
景色ゆうこそ
のをとは
源兼氏朝臣
今朝は又雪の
中京師定朝臣
治国我ら世のしるしをあらはす
前伊勢守
元弘の比
百首歌

今年の度のもしをもて
宮治入道前関白
けり

前大納言為世

国俊贈太政大臣

やさしかりしかの方氏の板
弘安八年三月廿一日貞和九年閏十月
付よみ侍けり

前大納言為氏

光の板をもてひとつとしてもあらぬ年はなしの
嘉元百首三月中旬

亀山院御製

ゆきとまる後のさみだれ
暦応三年六月廿七日松陰映池
と詠ぜられけるを付けるまに

按察使資明

松ぬしの年ふるの池のふかさ
を見るの世ぞ
ふる

権中納言為明

松ぬしにくらべの鏡ちくもるくもりなくて
康保三年内裏歌合十月廿二日大聖所の
方にけるを二番の菊の花をくらべ
加茂の社天橋立のうつりをけるを松につき

[illegible]

讀人しらず

[illegible]

京極前関白[illegible]大臣家[illegible]

後京極院御納[illegible]

[illegible]

建久二年内裏[illegible]

[illegible]

[illegible]

寄[illegible]

[illegible]

[illegible]

後西園寺入道前太政大臣

琴[illegible]

[illegible]

後京極院

[illegible]

[illegible]

[illegible]

伏見院御よりまつりけるみ文の次に紅葉の枝
を折りて添へる　　宮内卿入道前内大臣
思ふこと多かりしかど紅葉をば手ぶりにぞ
知りける百そ言の葉ばかりけるみ所用
我ゆゑに思ふ七代の道坂の関しかりしかどもとこそ
いつるとも用のこゝろは七代まで今我ゆゑ思ふ
元亨元年後七月九日親人まゐる秋永苑寺
西園寺の勅使なる山ひろひて仰せられける西園寺
三位殿(さねつぐ)奉ゆ仰せられける御文を
かしこまりて式部卿三位殿に仰せられ
思ひつゝをぬけり　　藤原朝臣納
降雨乃めぐみよりこそ我が君の
百代にしるしをそへつる我が君を
祝ひ成歳七十賀し仕るこゝろ
めでたくこそ侍りけれ　　隆信納
百代にしるしをそへつる我が君を
祝ひ成歳七十賀し仕るこゝろ
めでたくこそ侍りけれ　　前大納言為世
七十のゆくすえまでも告しらせ
後堀河院御製

貞和百年ばかり中之

花園院作製

先年やまゝゝる國の風うつして大和しまと名ゝ寺

入道二品親王の国

和田系ゝ國てゝ作あるゝ世こゝ之道

清守国之

海系下流ゝゝゝ先ゝ作ひのゝひあゝ国ゝ名ゝうこゝ

慶會朝棟

神系の北祇（国津神）ゝゝ之ゝ社ゝ之ゝ

貞親改要の文を記ゝく後ゝけゝ言ゝ作国

如載樹ゝゝゝ

卜部兼直

動ゝゝ中国作ゝゝゝゝゝゝ八ゝ国ゝ名ゝ神ゝ

正安元年六月後宇ゝゝ賀茂社ゝ作幸

けゝ付ゝゝゝゝ人ゝ記ゝゝゝゝゝゝ

まゝゝゝけゝ社頭祝ゝ以ゝゝ事ゝ作ゝ国

ゝゝけゝ

賀茂紀久

社ゝの峯ゝゝゝ玉椿八ゝ世ゝ之ゝゝ作ゝ

村ゝ御門天慶九年大嘗會ゝ琴方奏

入音変絃中國高金ゝ之ゝ先ゝ

ゝゝゝ

ゝゝゝゝ方代ゝゝ國ゝゝゝ金ゝ山ゝゝゝゝ有ゝ

天仁元年大嘗會悠紀方近江國石根山

前中納言通房

石根山やまを藍ゝすれるゝ小忌衣袖ゆゝしきかな

文治元年大嘗會豆基方祝部言

従二位行家

多くゝ思ふ山の山かつゝくてやをしまの入まつゝ

文保二年大嘗會悠紀方巳日の參入吉

參議江國新居

前大納言俊光

いかゝゝ人ゝやゝ思ふらん新井の里ハ

文明第十之暦仲夏中旬ゝ假應 綸命

之旨後書ゝ切字被數部會集及今

日以授即改僻字豈非諸本乎

右近衛權中將藤原基綱

寛永元年八月十二日以同筆書写了後ノ為奥書他かつく

寛永九年八月朔日筆了後

右覆面